

度会町国土強靱化地域計画

～安心して暮らせるまちづくり～

令和2年3月

度 会 町

目 次

1. 計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の趣旨 1
- (2) 計画の位置付け 1

2. 本町の地域特性

- (1) 自然的特性 2
- (2) 人口・世帯数の特性 3
- (3) 交通の特性 4
- (4) 産業の特性 5
- (5) 過去の災害履歴 6

3. 住民アンケート調査

- (1) 調査の概要 7
- (2) 調査の結果 8

4. 地域強靱化の基本目標

- (1) 目指すべき地域の姿と基本目標 11
- (2) 地域強靱化を進める上での基本的な方針 12

5. 脆弱性評価と推進すべき施策プログラム

- (1) 脆弱性評価の考え方 13
- (2) 想定するリスク 13
- (3) 起きてはならない最悪の事態 15
- (4) プログラムごとの推進方針 16
- (5) 施策の重点化と要点 67

6. 計画の着実な推進に向けて

- (1) 計画の推進と見直し 69

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」と表記します。）」が成立・施行されました。

そして、平成 26 年 6 月（平成 30 年 12 月見直し）には「国土強靱化基本計画（以下、「国の計画」と表記します。）」、平成 27 年 7 月には「三重県国土強靱化地域計画（以下、「県の計画」と表記します。）」がそれぞれ策定されたところです。

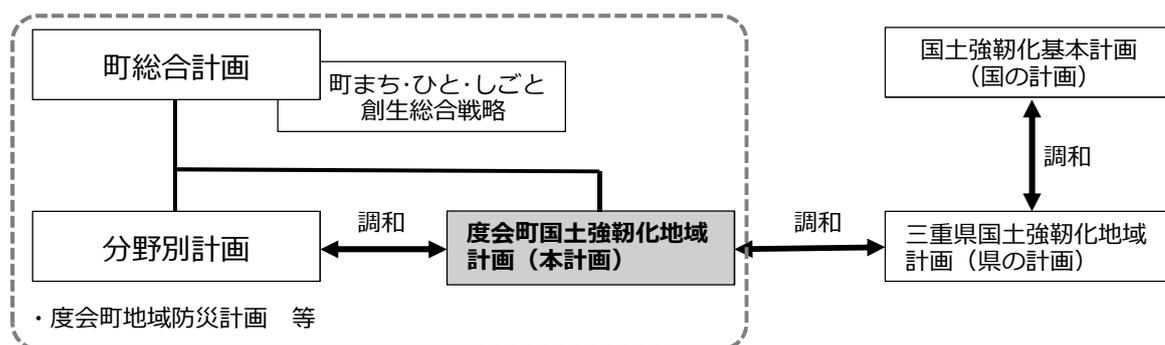
本町においては、近年台風等に伴う大雨被害が甚大化する傾向にあること、また南海トラフ地震の発生が危惧されること等、大規模自然災害等に対して予断を持たず、最悪の事態を念頭に置いた総合的対策を進めることが喫緊の課題であるなか、国や県、近隣市町など関係相互の連携のもと度会町における強靱化（※1）に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「度会町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」と表記します。）」を策定します。

（※1）「強靱化」とは、「強くてしなやか」という意味です。人命の保護を最優先とし、国土や経済、暮らしが、災害や災害に伴う事故等により致命的な被害を負わない「強さ」と、災害が発生しても速やかに回復する「しなやかさ」を持つ社会の仕組みづくり、地域づくりを言います。

(2) 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国の計画及び県の計画との調和を図りつつ、本町の地域特性や規模を踏まえ策定するものです。

地域の強靱化に関しては、本町が有する分野別計画等の指針となる性格を有するため、総合計画や、地域防災計画をはじめとする他の分野別計画と一体的に推進するものです。



2. 本町の地域特性

(1) 自然的特性

《地勢》

本町は、三重県の南東部に位置し、伊勢市を東に西は大紀町と大台町、北は国東山を境として玉城町と多気町に連なり、また南は紀伊山系の分水嶺を境として南伊勢町と隣接する内陸地です。その面積は 134.98 km²に及び東西 10.5 km、南北 18.5 kmの広がりを持ちます。

町内を西から東に貫流する大台山系を源流とする清流宮川と、その支流一之瀬川沿いに 34 の集落が形成され、水稻や茶業を主な産業としながら、この豊かな自然の恵みとともに住みよいまちづくりを進めてきました。

一方で、面積の約 85%を占める山林の傾斜地や谷部では、290 箇所が土砂災害警戒区域（※2）に指定され、その一部が集落と重なっています。河川の氾濫とあわせて、豊かな自然との暮らしは、ときに恐怖と隣り合わせである意識が必要です。

（※2）土砂災害（特別）警戒区域の指定状況

| 急傾斜地の崩壊 | | 土石流 | | 合計 | |
|---------|--------|------|--------|------|--------|
| 警戒区域 | 特別警戒区域 | 警戒区域 | 特別警戒区域 | 警戒区域 | 特別警戒区域 |
| 172 | 171 | 118 | 105 | 290 | 276 |

- ・土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、町が警戒避難体制等を整備します。
- ・土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

（資料）三重県ホームページ

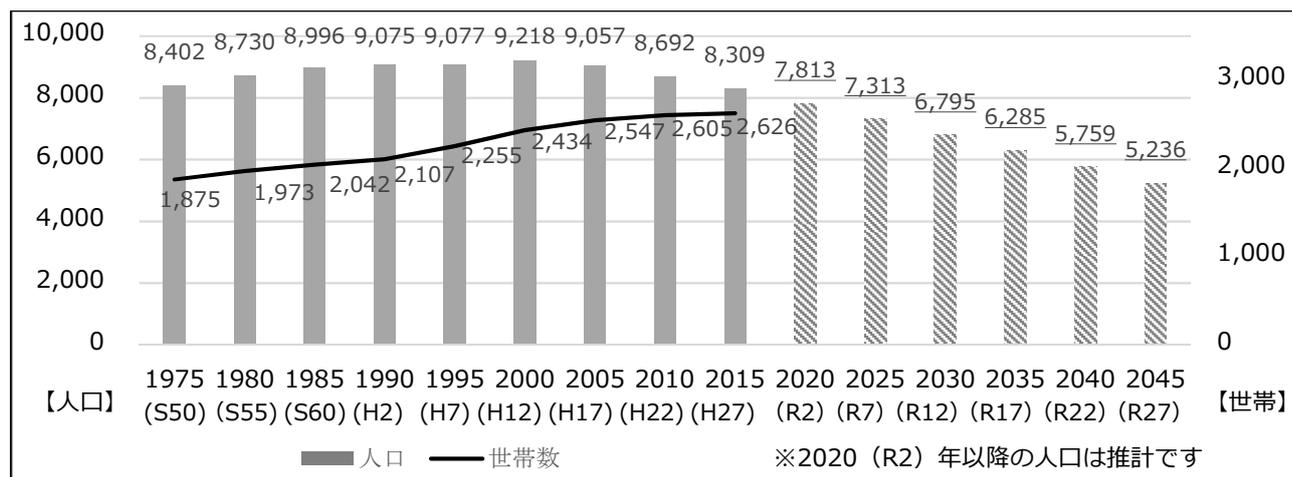
《気候》

本町は太平洋側気候に属しており、年間平均気温 16℃前後で年間を通じ比較的温暖な過ごしやすい気候です。年間降水量は 2,000 mm程度、積雪は年間 1～2 回程度とほとんど降雪はみられません。

(2) 人口・世帯数の特性

《人口・世帯数の推移》

本町の人口は、昭和の時代から平成12年までは緩やかに増加傾向にありましたが、平成12年の9,218人をピークに減少傾向に転じています。その反面、世帯数は人口減少に転じた平成12年以降も増加が続いています。また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後も人口減少の傾向は続き、令和27年（2045年）には5,236人まで減少するとされています。



(資料) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

《集落別高齢化の状況》

本町では、34集落のうち7つの集落で高齢化率が40%を超える(★)状況にあります。また50数名の小さな集落(☆)もあることから、単一集落での災害対策が今後困難になる懸念があります。

(資料) 国勢調査

| 字名 | 人口 | 65歳以上 | |
|-----|-------|-------|--------|
| | | 実数 | 割合% |
| 注連指 | 257 | 87 | 33.9 |
| 田口 | 260 | 84 | 32.3 |
| 麻加江 | 304 | 104 | 34.2 |
| 坂井 | 119 | 39 | 32.8 |
| 長原 | 253 | 99 | 39.1 |
| 立花 | 119 | 45 | 37.8 |
| 鮪川 | 83 | 38 | ★ 45.8 |
| 立岡 | 195 | 60 | 30.8 |
| 大久保 | 177 | 53 | 29.9 |
| 平生 | 286 | 89 | 31.1 |
| 牧戸 | 488 | 114 | 23.4 |
| 棚橋 | 1,641 | 416 | 25.4 |
| 大野木 | 1,434 | 396 | 27.6 |
| 葛原 | 260 | 88 | 33.9 |
| 下久具 | 222 | 71 | 32.0 |
| 上久具 | 233 | 79 | 33.9 |
| 田間 | 138 | 95 | ★ 68.8 |

| 字名 | 人口 | 65歳以上 | |
|-----|-------|-------|--------|
| | | 実数 | 割合% |
| 当津 | ☆ 56 | 26 | ★ 46.4 |
| 茶屋広 | ☆ 42 | 23 | ★ 54.8 |
| 川口 | 164 | 58 | 35.4 |
| 栗原 | 105 | 38 | 36.2 |
| 中之郷 | 123 | 34 | 27.6 |
| 日向 | 89 | 33 | 37.1 |
| 五ヶ町 | ☆ 50 | 17 | 34.0 |
| 小川 | 128 | 47 | 36.7 |
| 火打石 | ☆ 49 | 13 | 26.5 |
| 駒ヶ野 | 90 | 32 | 35.6 |
| 小萩 | 73 | 39 | ★ 53.4 |
| 柳 | 86 | 29 | 33.7 |
| 市場 | 71 | 29 | ★ 40.9 |
| 脇出 | 145 | 61 | ★ 42.1 |
| 和井野 | 203 | 71 | 35.0 |
| 南中村 | 304 | 118 | 38.8 |
| 川上 | 62 | 21 | 33.9 |
| 度会町 | 8,309 | 2,646 | 31.8 |

《人口流動の特性》

本町は、従業地・通学地による人口（昼間人口）と、常駐地による人口（夜間人口）を比較した昼夜間人口比率が、三重県内で最も低い状況にあります。平成 27 年国勢調査によると 77.8%となっており、町外に通勤・通学している住民が、町外から本町に通勤・通学している人より多いことを示しています。災害はいつ発生するか分かりませんが、昼間と夜間では町内に滞在する人の属性が大きく異なります。

昼夜間人口比率

| | 夜間人口 | | | 昼間人口 | | | 昼夜間人口比率 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|------|------|
| | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 |
| 平成 27 年 | 8,309 | 3,975 | 4,334 | 6,462 | 3,014 | 3,448 | 77.8 | 75.8 | 79.6 |

(資料) 国勢調査

従業地・通学地人口

| 総数 (夜間人口) | 従業も 通学もし ていない | 町内 | | 町外 | | | 不詳 |
|--------------|---------------------|-----------|----------------------|----------------------|--------------|-----------------------|----|
| | | 自宅で 従業 | 自宅外の 町内で従 業・通学 | 県内の 他市町で 従業・通学 | 他県で 従業・通学 | 従業・通学 市町村 不詳・外国 | |
| 8,309 | 3,184 | 588 | 1,615 | 2,804 | 72 | 17 | 29 |

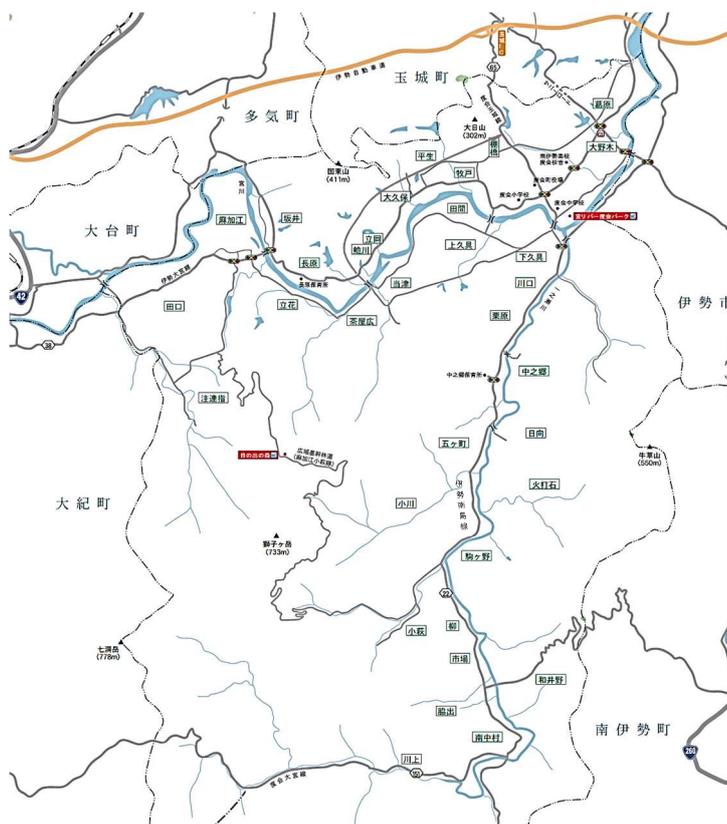
(資料) 国勢調査

(3) 交通の特性

本町には、空港や鉄道の交通体系はもとより、国道の整備もなく、道路網としては、県道伊勢大宮線、県道伊勢南島線、県道玉城南勢線（サニーロード）など広域基幹道路である県道と、それらを結ぶ生活道路の町道や農林道から構成されています。

河川に沿って走る単一の道路に頼る構造であるため、災害時の避難経路や緊急輸送道路の確保対策を進める必要があります。

玉城 IC から県道玉城南勢線を経由し南伊勢町、志摩市方面へと向かうルートは、観光客をはじめ広域的な交通軸としての役割を担っており、このルートの途絶は大きな混乱を招くだけでなく、町外からの支援へも大きく影響します。



(4) 産業の特性

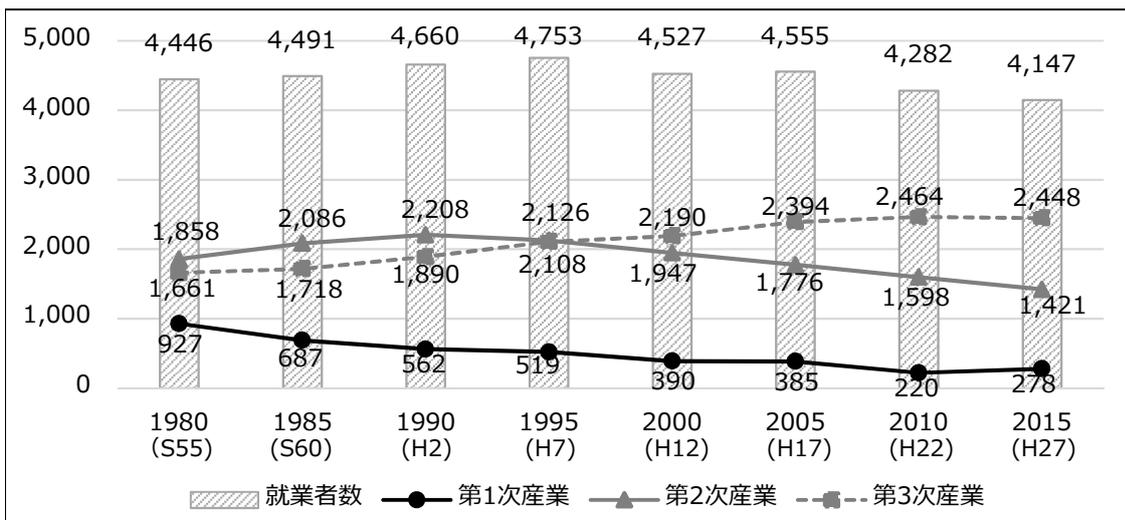
町内を流れる河川や町域の大半を占める山林が“山紫水明の地”として、私たちの暮らしを癒し育んでくれています。山がちな地形であることから、国道や鉄道といった交通基盤整備や生活環境の整備の面で不利な条件に置かれています。また、企業立地に資する大規模な土地資源も乏しく、周辺地域に比べると企業立地は進んでいない状況にあります。

基幹産業は古くから農林業であり、地形や気候が創り出す自慢の米や茶を主要生産物とし、荒廃地防止のためブルーベリーやくり味南瓜栽培の推奨していますが、従事者の高齢化や後継者不足、鳥獣被害の影響等から基幹産業の衰退や耕作放棄地の拡大が懸念されます。

林業については、古くから薪炭生産や木材生産などの活動が盛んに行われ、森林から多くの恵みを受け取ってきましたが、昭和 30～40 年代以降は、木材需要の減少や外国産材の輸入等による木材価格の低迷等により林業を取り巻く情勢は年々厳しさが増えています。

産業別では、第 1 次産業、第 2 次産業を中心に減少傾向が顕著な状況にありましたが、就業者総数の減少に伴い、第 3 次産業においても就業者数の減少がみられ始めました。

産業別就業者数の推移



(資料) 国勢調査

本町における産業情勢は厳しい状況にありますが、近年では木材やステンレスなどを用いた加工品の開発、販売など新たな視点での事業拡張に取り組む事業者もみられます。また、耕作困難な集落内の田を集約し耕作する若手農業者らなど、少数ながらも若い力が農業の支えになっている地域もあります。

さらに、本町では風力発電事業や大規模太陽光発電事業など、民間主体による再生可能エネルギー事業の導入が近年加速化していることから、強靱化を図るうえで注視していく必要があります。

(5) 過去の災害履歴

| 発生年月日 | 種別 |
|--------------------------|--------------------|
| 昭和 34 年 9 月 26 日 | 伊勢湾台風（台風 15 号） |
| 昭和 49 年 7 月 7 日 | 七夕豪雨（台風 8 号） |
| 昭和 52 年 9 月 8 日～10 日 | 前線と台風 9 号による大雨 |
| 昭和 57 年 8 月 3 日 | 集中豪雨 |
| 平成 2 年 9 月 14 日～20 日 | 秋雨前線及び台風 9 号による豪雨 |
| 平成 2 年 9 月 30 日～10 月 1 日 | 台風 20 号 |
| 平成 3 年 9 月 18 日～20 日 | 秋雨前線及び台風 18 号による豪雨 |
| 平成 16 年 9 月 29 日 | 台風 21 号 |
| 平成 23 年 9 月 14 日 | 台風 12 号 |
| 平成 29 年 10 月 22 日～23 日 | 台風 21 号 |



昭和 34 年 伊勢湾台風



昭和 49 年 七夕豪雨



昭和 57 年 集中豪雨



平成 3 年 秋雨前線・台風 18 号豪雨



平成 16 年 台風 21 号



平成 16 年 台風 21 号



平成 23 年 台風 12 号



平成 29 年 台風 21 号



平成 29 年 台風 21 号

3. 住民アンケート調査

(1) 調査の概要

1. 調査の目的

災害に対する各家庭の備えや災害時における情報収集について何うことで、防災への意識や各世帯の現状を把握し、また、町の情報発信の評価・検証を行うことで、今後の地域強靱化に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

2. 調査の設計

【調査対象】 度会町在住の 18 歳以上の住民 1,000 人を無作為抽出

【調査方法】 郵送配布、郵送回収

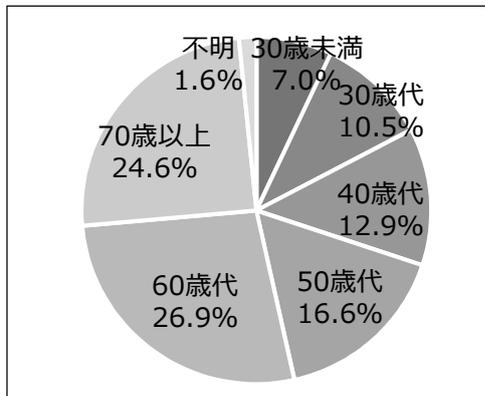
【調査期間】 令和元年 12 月 2 日～令和元年 12 月 13 日

3. 回収状況

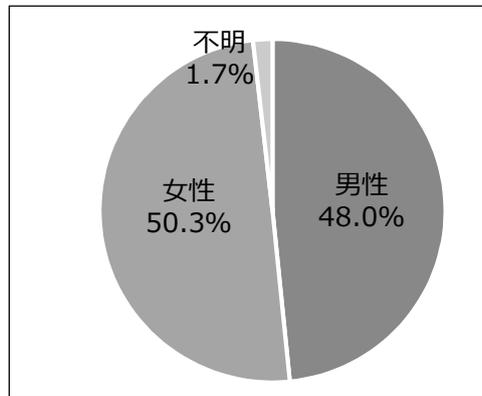
| 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------|-------|-------|
| 1,000 件 | 573 件 | 57.3% |

4. 回答者の属性

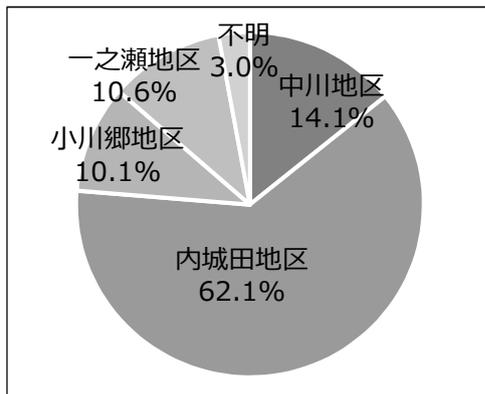
《年代》



《性別》

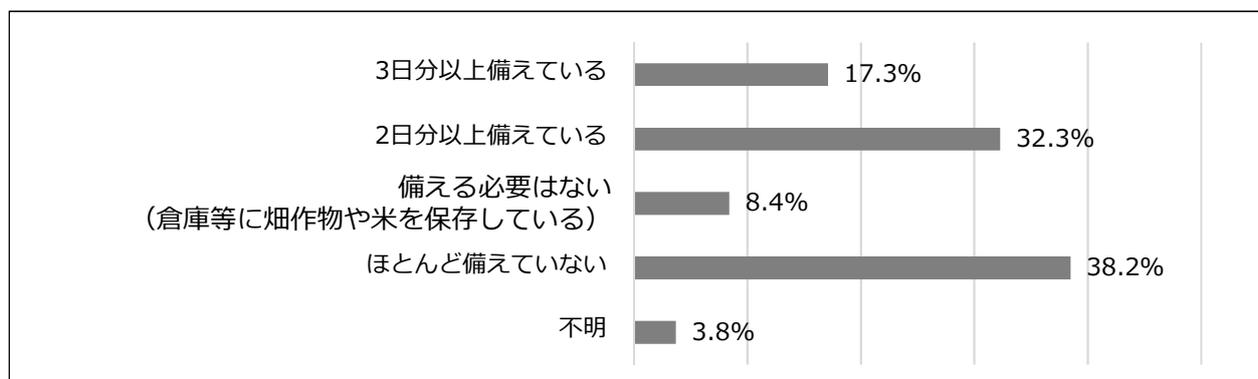


《地区》

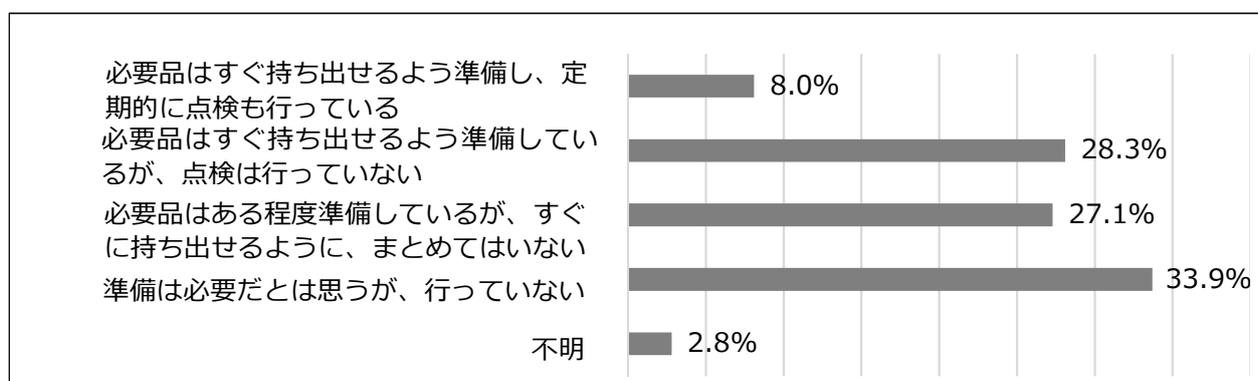


(2) 調査の結果

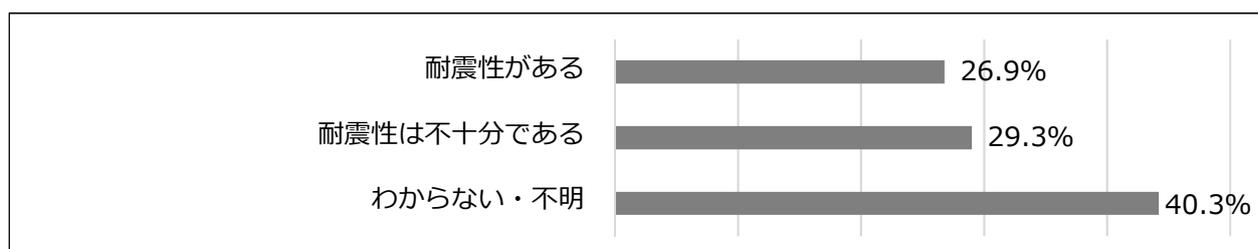
1. 災害発生に備えて食料や水の備蓄をしているか。(1つ選択)



2. 災害発生に備えて非常用持ち出し袋の準備や点検を行っているか。(1つ選択)

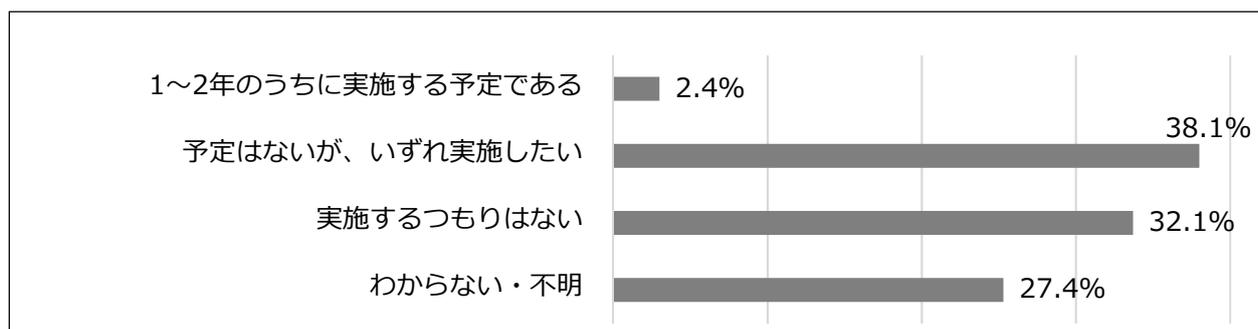


3. 現在住んでいる住宅は十分な耐震性があるか。(1つ選択)

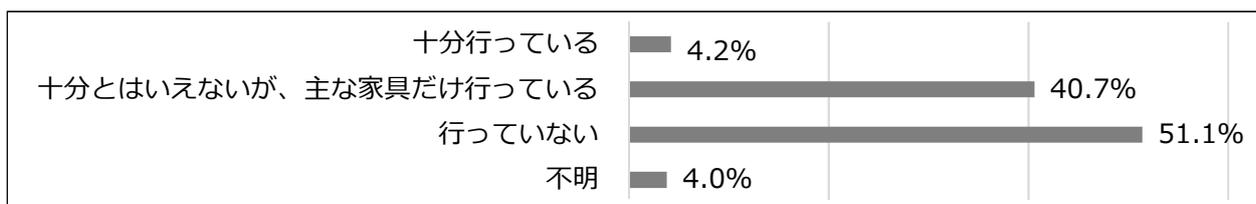


3-1. ((3)で「耐震性は不十分である」を選択した方のみ)

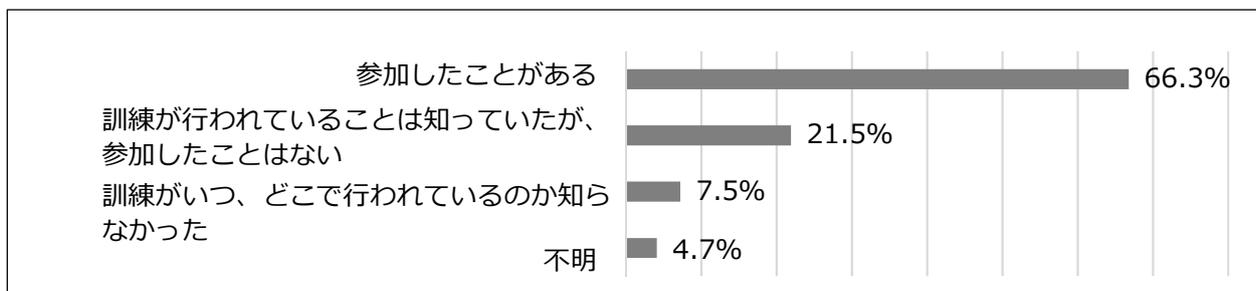
耐震性が不十分な住宅の方で耐震補強工事を実施する予定はあるか。(1つ選択)



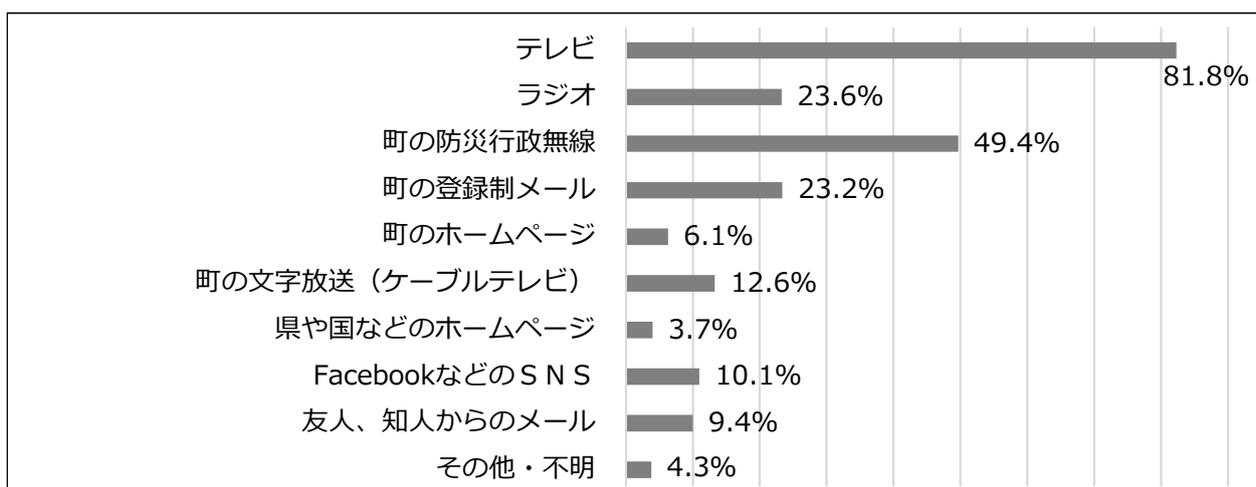
4. 家具の転倒防止を行っているか。(1つ選択)



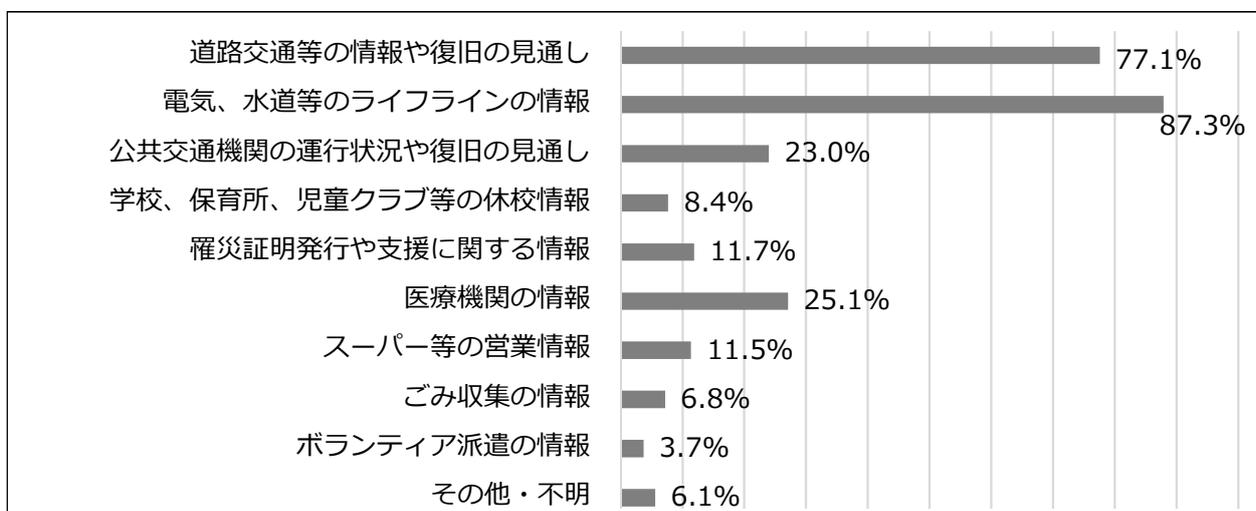
5. 町や地域で行う防災訓練に参加したことがあるか。(1つ選択)



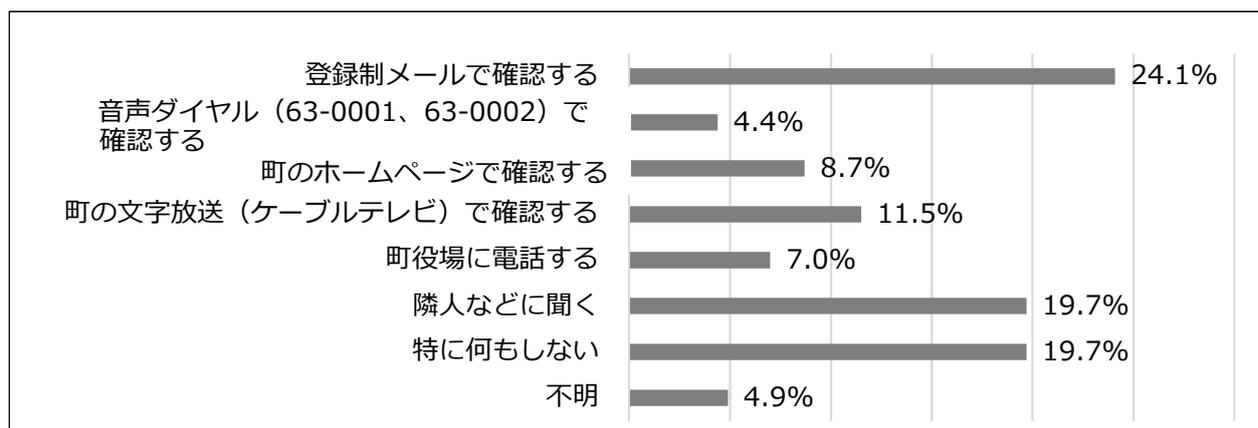
6. 災害情報の入手先として利用する機会が多いものは何か。(3つまで選択)



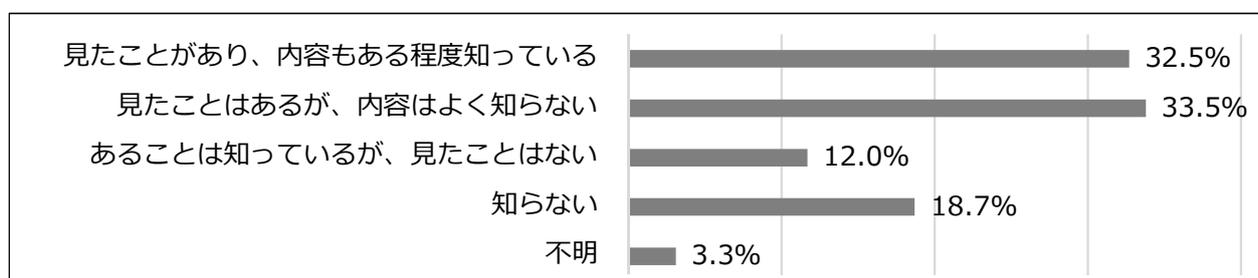
7. 災害発生時にほしいと思う情報は何か。(3つまで選択)



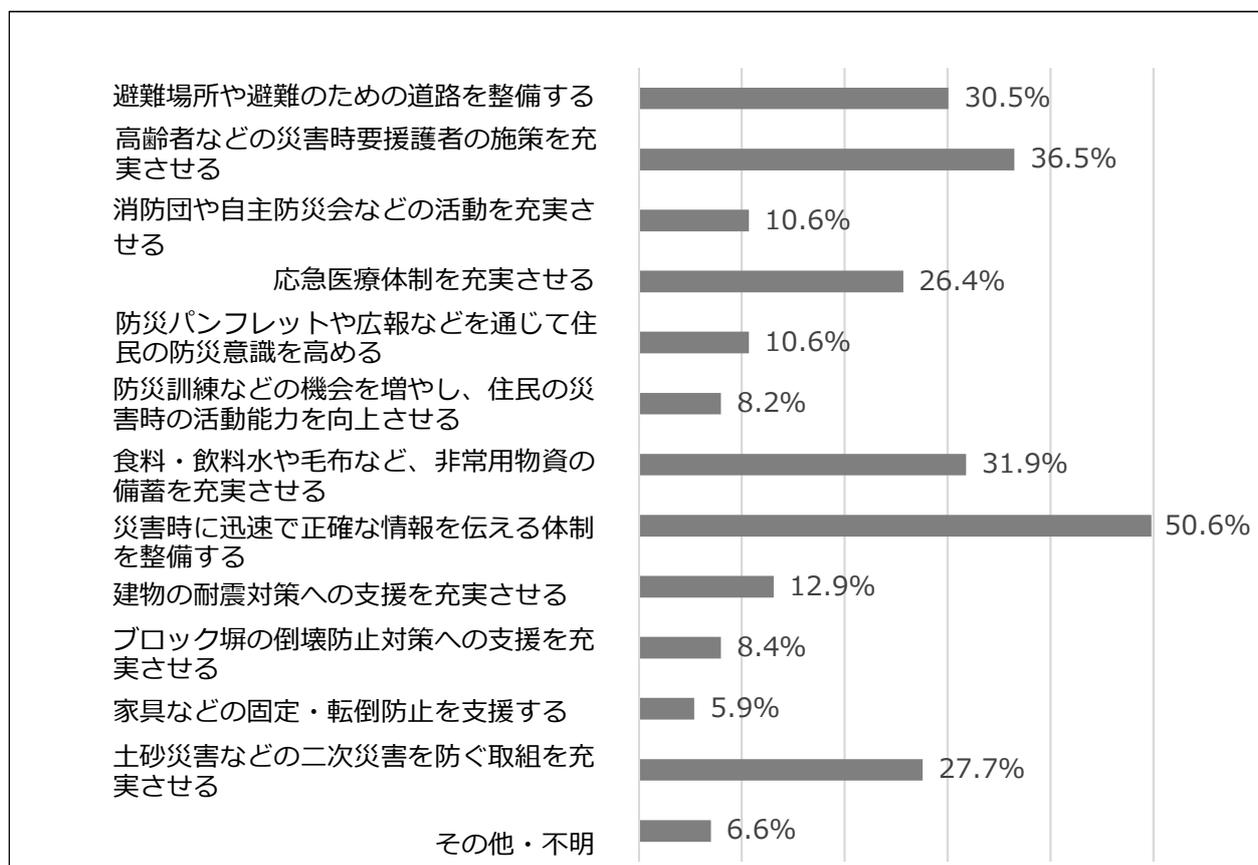
8. 防災行政無線を聞き逃した時はどうするか。(1つ選択)



9. 現在住んでいる地域のハザードマップを知っているか。(1つ選択)



10. 度会町の災害対策として、今後特に重要と考える取組はどれか。(3つまで選択)



4. 地域強靱化の基本目標

(1) 目指すべき地域の姿と基本目標

平成 27 年 3 月に策定した「度会町地域防災計画」では、本町の将来像を展望し『全ての人が安全で安心して暮らせ、美しい自然と歴史・風土に培われたまち わたらい』をその基本理念と定め、町の災害対策を総合的、計画的に推進しています。

地域強靱化を図る上で、地域防災計画との連携・調和は欠かすことができず、両計画を相互に関連づけながら包括的に対策を進める必要があることから、本計画における「目指すべき地域の姿及び基本目標」を以下のとおり定めます。

《目指すべき地域の姿》

全ての人が安全で安心して暮らせ、美しい自然と歴史・風土に培われたまち わたらい



| | |
|------------|--|
| 基本目標 | 1. 人命の保護が最大限図られること |
| | 2. 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること |
| | 3. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること |
| | 4. 町の迅速な復旧復興を可能にすること |
| 事前に備えるべき目標 | 1. 直接死を最大限防ぐ |
| | 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| | 3. 必要不可欠な行政機能は確保する |
| | 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する |
| | 5. 経済活動を機能不全に陥らせない |
| | 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| | 7. 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない |
| | 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |

(2) 地域強靱化を進める上での基本的な方針

本町の地域強靱化については、国の計画に掲げる基本的な方針に基づき進める他、本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下の17事項を基本的な方針として推進します。

1. 地域強靱化の取組姿勢

- ① 地域の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- ② 長期的な視野を持った計画的な取組の推進
- ③ 地域間連携の強化による災害時の相互応援体制の構築
- ④ 経済社会システムの潜在的、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤ 適正な制度、規制のあり方を見据えた取組の推進

2. 適切な施策の組合せ

- ⑥ ハード、ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦ 国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担
- ⑧ 非常時のみならず、平時にも有効活用

3. 効率的な施策の推進

- ⑨ 住民の需要の変化を踏まえた、施策の重点化の推進
- ⑩ 既存の社会資本の有効活用による費用の縮減
- ⑪ 民間資金の積極的活用
- ⑫ 施策等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬ 土地の合理的利用の促進
- ⑭ 研究開発の推進と成果の推進

4. 地域特性に応じた施策の推進

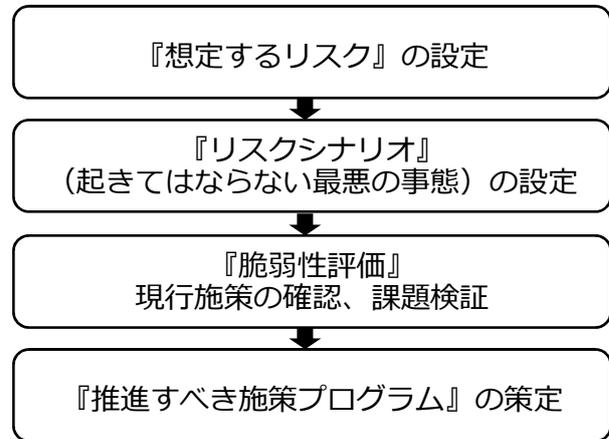
- ⑮ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ⑰ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

5. 脆弱性評価と推進すべき施策プログラム

(1) 脆弱性評価の考え方

本町の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、国が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本町が直面するおそれがある大規模自然災害等に対し現行施策の対応を確認することで脆弱性の評価を行いました。

脆弱性評価を通じた施策検討の流れは右記の通りです。



(2) 想定するリスク

国の計画と同様に、予想される『大規模自然災害』に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとします。

《地震》南海トラフ地震（理論上最大クラス）最大震度7

《風水害等》暴風、局地的集中豪雨、土砂災害、浸水等

地震による被害想定

被害想定は、遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されている「南海トラフ（理論上最大クラス）」による被害の最大値とします。

| 人的被害 | 建物の全壊・焼失棟数 | 建物倒壊等による自力脱出困難者数 | 最大死者数 | 重傷者数 | 軽傷者数 |
|------|------------|------------------|---------|---------|---------|
| | 約 1,500 棟 | 約 300 人 | 約 100 人 | 約 100 人 | 約 300 人 |

| ライフライン被害 | 経過 | 上水道断水率 | 電力停電率 | 固定電話不通回線率 | 携帯電話停波基地局率 | 避難者 |
|----------|------|--------|-------|-----------|------------|-----------|
| | 直後 | 100% | 89% | 90% | 8% | - |
| | 1日後 | 99% | 80% | 82% | 82% | 約 2,900 人 |
| | 7日後 | 82% | 3% | 7% | 7% | 約 4,100 人 |
| | 1ヶ月後 | 56% | - | 0% | - | 約 5,800 人 |

| その他 | 災害廃棄物等発生量 | 帰宅困難者数 | 孤立集落の発生可能性がある集落数 |
|-----|-----------|---------|-----------------------------|
| | 約 70 千トン | 約 490 人 | 7 集落（注連指、当津、川口、栗原、小川、小萩、川上） |

（資料）三重県地震被害想定結果（平成 26 年 3 月）

風水害等による被害想定

過去の災害履歴からみても、本町における発生頻度の高い災害は、梅雨前線等による豪雨及び台風による風水害等です。被害想定は、本町において甚大な被害をもたらした「平成 16 年台風 21 号」での被害を基にします。



主な河川

- 宮川
- 一之瀬川
- 注連指川
- 東谷川
- 西谷川
- 五里山川
- 五輪堂川
- わんだ川
- 岩風呂川
- カサ谷川
- 平生沖田川
- 河内谷川
- 鮎川沖田川
- 西河内川
- 宮谷川
- 中井戸川

(資料) 平成 16 年台風 21 号による浸水域

《被害の内容》

- 床上浸水 住宅6棟・店舗5棟・工場6棟
- 床下浸水 住宅6棟
- 法面崩落 作業道1箇所
- 冠水による土砂堆積 農地 15 箇所 (100ha) ・ 町道 10 箇所 ・ 住宅 6 棟
- 路面陥没 林道 1 箇所
- 路面崩落 作業道 1 箇所
- 簡易水道水源地 冠水 2 箇所 ・ 土砂流入 2 箇所
- 宮リバー度会パーク冠水



増水した宮川の様子 (棚橋)



増水で遊具倒壊 (宮リバー度会パーク)



冠水でヘドロが堆積した町道川南線 (立花)



土砂に埋もれた茶畑 (長原)



宮川増水で流木が茶畑に堆積 (平生)



県道伊勢大宮線通行止 (立岡～鮎川)

(3) 起きてはならない最悪の事態

『起きてはならない最悪の事態』は、国の計画及び県の計画を基に、本町の地域特性を踏まえ、以下に掲げる 30 のリスクシナリオを設定します。

| 事前に備えるべき目標 | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） |
|--|---|
| 1. 直接死を最大限防ぐ | 1-1 大規模地震の発生に伴う建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 1-3 道路冠水等に伴う避難路通行不能による死傷者の発生 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-5 大規模な土砂災害による死傷者の発生及び、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態 1-6 情報伝達の不備等に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生 |
| 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 交通網の途絶により救助・救急活動や支援物資の輸送ができない事態 2-2 想定を超える大量かつ長期にわたる避難者発生に伴う避難所運営の混乱や食料・水等の供給不足 2-3 救助・救急、医療活動等の絶対的不足 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2-5 消防団、自主防災組織の活動拠点被災による機能不全 2-6 被災地における疾病・感染症等の発生 |
| 3. 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 町役場の機能不全や職員被災による行政機能の大幅な低下 |
| 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| 5. 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 基幹道路の途絶による道路交通網の麻痺 5-2 経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 農業、商工業等の被害拡大と産業の停滞 5-4 食料等の安定供給の停滞 |
| 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 大規模地震や異常湧水等による上水道等の長期間にわたる供給停止 6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| 7. 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない | 7-1 住宅地での大規模火災の発生 7-2 沿道の建物等倒壊に伴う閉塞による交通麻痺 7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5 再生可能エネルギー事業設備の被害による二次災害の発生 |
| 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2 復興を支える人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足や復興に向けたビジョンの欠如により復興できなくなる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

(4) 脆弱性評価とプログラムごとの推進方針

1-1 大規模地震の発生に伴う建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生

住宅・建築物等の耐震化

■脆弱性評価

- ・地震による死傷者の発生を防ぐには、住宅等建築物の被害を減らすことが重要です。住宅等建築物の被害は自らの生命・財産はもとより、道路閉塞や出火など地域の安全性に重大な影響を与えます。
- ・特に倒壊のおそれのある旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築）の木造住宅が、町内住宅の半数近くを占めることから、木造住宅の耐震化に対する支援措置を講じ、広報や戸別訪問により周知啓発を図っていますが、認識不足や経済的負担等により消極的な状況にあります。

■推進方針と重要業績指標④

- ・「度会町建築物耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月）」に基づき、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計や工事に対する支援を継続します。
 - ・旧耐震基準木造住宅の密集した集落や、緊急輸送道路・避難路沿道の木造住宅への戸別訪問を重点的に行い、直接働きかけます。
 - ・家具の転倒防止や暴風時のガラス飛散防止対策など、比較的簡易に取り組める自助対策の普及もあわせて取り組みます。
- ④住宅の耐震化率：64.8%（平成 25 年度）
④耐震補強補助戸数（累計）：6 件（令和元年度）
④家具などの転倒防止対策実施率：44.9%（令和元年度）

空き家対策

■脆弱性評価

- ・空き家は、倒壊等による道路閉塞や出火、屋根や外壁材の飛散など災害時に被害を拡大する恐れがあるほか、公衆衛生の悪化や景観の阻害、防犯面等においても地域での生活環境に深刻な影響を与えるため、発生の抑制と適正な管理を促す必要があります。
- ・平成 28～30 年度に実施した実態把握調査では、空き家総数は 166 戸（空き家と特定 63 戸・未確定空き家 103 戸）で、空き家率は 5.2%です。
- ・本町では、平成 31 年 3 月に「度会町空き家等対策計画」を策定し、空き家相談窓口を開設。相談があれば、所有者の特定や必要な対策に努めていますが、実態把握調査において確認した特定空き家等候補 22 戸に対しては具体的対策を行なっていない状況です。

■推進方針と重要業績指標④

- ・所有者の管理責務について啓発し、意識の醸成を図ることで、適切に管理されない空き家の発生を抑制します。
 - ・空き家に関する相談は、法律、建築、不動産など多方面にわたることから、専門家や関係団体と連携した相談会を開催するなど対策を進めます。
 - ・特定空き家等候補について、所有者の特定を行い、「度会町空き家等対策計画」に基づく必要な措置を進めます。
 - ・木造空き家の解体除却への支援を行い、倒壊に伴う危険を回避し、安全性の向上を図ります。
- ④空き家数：166 戸（平成 30 年度）
④空き家率：5.2%（平成 30 年度）
④老朽木造住宅の除却助成件数（累計）：2 件（令和元年度）

ブロック塀等の倒壊防止

■脆弱性評価

- ・ブロック塀等の倒壊による直接被害や避難行動中の路上での二次災害を防止するため、沿道ブロック塀の倒壊防止や屋外広告板の落下防止対策を進める必要があります。
- ・平成 30 年総合防災訓練では、各地区においてブロック塀の危険箇所を確認、マップ化し、避難ルートを検討を実施しています。また、通学路は町が危険箇所を確認し、通学団会議等により注意喚起を行っています。
- ・沿道 0.6m以上のブロック塀等撤去に対する助成事業を創設し、事故発生の未然防止を図っています。
- ・屋外広告物については、「三重県屋外広告物条例」に基づき、三重県により設置の許可や点検指導がなされています。

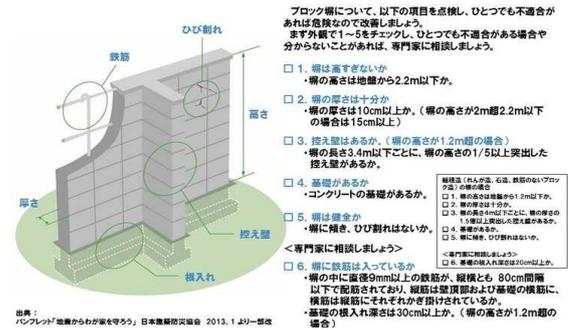
■推進方針と重要業績指標①

- ・国土交通省による「ブロック塀の点検のチェックポイント」により安全点検を呼びかけるほか、撤去支援制度の周知啓発を図ります。
- ・特に、通学路や避難路沿いに設置されている老朽ブロック塀については、道路パトロール員による点検や、PTA による通学路危険箇所点検の強化に努め、状況に応じて所有者への働きかけ等を検討します。
- ・屋外広告物は三重県との連携により安全点検の強化に努め、設置者への適切な管理を促します。

①ブロック塀等撤去助成件数（累計）：9 件（令和元年度）

ブロック塀の点検のチェックポイント

国土交通省



橋梁の適切な管理

■脆弱性評価

- ・河川沿いに集落が開けた本町では、一つの橋梁が、集落と集落、集落と主要道路を繋ぐ唯一のルートである箇所も多く、橋梁の直接的被害は、避難や緊急輸送を妨げ、孤立集落の発生を招く恐れもあり、回避しなければなりません。
- ・過去の災害履歴をみても、橋梁被害が多数発生しています。
- ・本町が管理する橋梁 64 橋の内、道路橋定期点検要領に基づく直近の点検・診断において、緊急措置段階（区分Ⅳ）が 2 橋（五郎ヶ瀬橋、柳橋）、早期措置段階（区分Ⅲ）が 1 橋（岩風呂橋）確認されました。
- ・区分Ⅳの 2 橋は通行止め、区分Ⅲの 1 橋は現在対策工事を行っています。

■推進方針と重要業績指標②

- ・今後も橋梁の老朽化が一層進むことから、「度会町橋梁長寿命化修繕計画（平成 30 年 3 月）」に基づき、計画的に予防保全を行い、施設の健全性を確保しつつ長寿命化を図ります。
- ・定期点検の実施により損傷状況の把握を行うとともに、点検、診断、修繕履歴は記録簿で管理するなど情報の一元化を図ります。
- ・区分Ⅳの 2 橋は対策困難であるため、撤去措置をとります。道路の整備に関するプログラム等に基づき、柳橋は令和 2 年度撤去予定、五郎ヶ瀬橋も撤去に向け地域との調整を進めます。

②区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数：3 橋（平成 31 年 3 月）

防災意識の醸成

■脆弱性評価

- ・年1回の総合防災訓練のほか、予告なし避難訓練や自主防災組織による個別訓練などを通じて防災意識の醸成と自助・共助の推進に取り組んでいます。
- ・総合防災訓練では、毎年異なる要点を提示し、形骸化の解消と内容の実質化に努めていますが、参加者の固定化がみられます。
- ・近年では、区や自治会への非加入世帯も増加しているなか、地域における「共助」の取組推進も課題の一つです。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・防災訓練参加の呼び掛けについて、従来の広報紙や防災無線での発信に加え、保育所や小中学校と連携した声掛けにより、子どもから高齢者まで世帯全員での参加機運の醸成を図ります。
- ・いつ、どこにいても、適切な判断と落ち着いた避難行動がとれるように、「予告なし避難訓練」の実施を継続します。また、消防団員や自主防災組織代表者などが参集できない事態でも、かわって点呼や報告ができるような体制づくりに努めます。
- ・災害時要配慮者など、積極的自宅避難者の取扱いも検討していきます。

⑧総合防災訓練の参加者数：32.1%（2,626人／8,173人）（令和元年度）

⑧予告なし避難訓練の実施回数：1回（平成30年度）



町総合防災訓練の様子

災害記憶の伝承

■脆弱性評価

- ・災害の記録を残し、次世代に引き継ぐことは防災・減災対策を進める上で重要です。その上で、最も重要な位置付けである広報紙には被災状況や災害支援情報をその都度掲載するとともに、過去の広報紙もデータ化し、永久保存と情報の見える化を図っています。
- ・一方で、広報紙は児童生徒や若い世代には身近な媒体とはいえず、広報紙での発信は限定的であるため、他の媒体等を用いた多角的な発信に努める必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・災害時要配慮者となる子ども等に対し、災害情報を正確に共有し、非常事態には自ら危険を予測し、回避する行動がとれるよう防災教育を進めます。学校への出前授業や副読本・防災ノート等を活用した災害記憶の伝承について、年間指導計画に位置付けるなど計画的に取り組めます。
- ・写真の展示や行政放送を活用した被災記録の放映など、視覚的発信により、自分ごととしての認識を促し、自助対策の強化を図ります。

⑧児童生徒にも分かる災害情報の発信：未実施（令和元年度）

⑧写真展示や被災記録の放映など視覚的な情報発信：未実施（令和元年度）

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

公共施設の耐震化・長寿命化の促進

■脆弱性評価

- ・公共施設の耐震化率は97%です。耐震化未実施の施設については、方向性を早急に検討する必要があります。未実施の一つである清風住宅（昭和39年度建築の町営住宅）の入居状況は、管理戸数20戸に対し、入居戸数が15戸で政策空家5戸となっています。（令和元年度）
- ・「度会町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」において、現況の把握や管理の基本的方針は既に定めていますが、本計画に準じた個別施設計画の策定には至っていません。
- ・築年数が30年以上の公共施設が全体の42.3%であり、各施設の利用状況や耐用年数等を踏まえて、余剰施設の統合や廃止、既存施設への移転等を検討することで、維持管理費用の抑制も図る必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・個別の長寿命化計画の策定にあたっては、指定避難施設や町営住宅を先行し取り組みます。
- ・運営費の適正化と行政サービス水準化の維持・向上を両立させるため、民間活用による効果が期待できる施設は指定管理等の導入検討を進めます。

⑧公共施設の耐震化率：97%（平成28年度）

⑧個別施設計画を策定した施設数：0施設（令和元年度）



度会町公共施設等総合管理計画

社会福祉施設の防災機能強化

■脆弱性評価

- ・障がい者や高齢者、子ども等災害時要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設や高齢者施設などの防災対応力を高める必要があります。
- ・本町は7カ所の福祉避難場所を指定しており、いずれも耐震化対策は完了していますが、非構造部材の耐震化の状況は不明です。
- ・福祉避難所とは協定書による連携であり、施設への輸送や受入れを想定した合同訓練は経験がないため、課題の把握が出来ていない状況です。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・社会福祉施設、とりわけ福祉避難所の災害対応力について、施設ごとの状況を聞き取り、課題を共有することから始めます。
- ・その上で、施設と連携した輸送・受入れ訓練の実施を進めます。

⑧福祉避難場所指定数：7施設（令和元年度）

⑧福祉避難場所との合同訓練：未実施（令和元年度）

小中学校の防災機能強化

■脆弱性評価

- ・小中学校は児童生徒等の安全確保を最優先に、指定避難所としての防災機能強化も図る必要があります。
- ・指定避難所である校舎及び屋内運動場はいずれも耐震化対策を完了しています。ガラスの飛散防止や吊り天井落下防止など非構造部材の耐震化も概ね完了していますが、照明器具や棚の固定など一部対策未了の箇所もあります。また同じく指定避難所である旧小学校屋内運動場も同様の非構造部材耐震化対策を進める必要があります。
- ・校舎内、屋外には多目的トイレを整備していますが、屋内運動場内は未整備です。
- ・小学校屋内運動場は空調設備が未整備のため、待機児童や避難者の体調不良が懸念されます。
- ・出入口はいずれも、バリアフリー対応となっています。
- ・小中学校では緊急地震速報と校内放送システムの連動化が完了しており、初期行動に遅れが生じないよう避難訓練時にも活用しています。
- ・校内には水や食料（アレルギー配慮有）のほか、防寒用アルミシートやランタン、発電機、投光器など児童生徒や教職員の帰宅困難を想定し、最小限の備蓄は行っています。
- ・保護者との緊急連絡システム（中部電力絆ネット、保護者登録 100%）を整備しています。
- ・登下校時の対応マニュアルは作成しているものの、登下校中の避難訓練は経験がないことから、児童生徒の認識確認や内容の検証を行う必要があります。
- ・現職員体制下において、小中学校での避難所開設は未経験であるため、具体的な課題の把握や対策の検討を平時から進める必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・小中学校で対策未了となっている非構造部材耐震化対策を進めるとともに、管理職による定期点検を徹底します。
- ・指定避難所である旧小学校屋内運動場の吊り天井対策を進めます。（令和 2 年度 小川郷体育館対策予定）
- ・需要数に応じた備蓄品整備と点検管理により、非常時にすぐ対応できるよう徹底します。
- ・登下校時の発災を想定した避難訓練をバス会社とも連携し、必要に応じて対応マニュアルの見直しを行います。
- ・多目的トイレや空調設備などのハード整備は、災害時に限らず児童らの教育活動上必要な設備であるため、国・県等の支援事業を活用し整備の検討を進めます。
- ・学校防災教育の強化並びに、避難所開設を想定した図上訓練や職員対応マニュアルの検証など、ソフト面強化も併行して進めます。

⑧小中学校の耐震化率：100%達成

⑧小中学校屋内運動場吊り天井対策実施率：75%（3/4 吊り天井施設）（平成 30 年度）

⑧登下校時の発災や避難所開設を想定した訓練の実施：未実施（令和元年度）



旧小学校屋内運動場吊り天井対策

子育て支援施設の防災機能強化

■脆弱性評価

- ・指定緊急避難場所となっている保育所3園と地域交流センターは、いずれも耐震化済みですが、棚・照明・遊具等の固定やガラスの飛散防止対策の状況を確認し、利用者の安全を十分に確保する必要があります。
- ・保育所では、災害時に調理困難となる事態を想定し、1食分の水・食料を備蓄しています。
- ・保護者への連絡は、基本、電話対応であり、非常事態に機能しない懸念があります。
- ・避難訓練は保育所で月1回、3園共通の年間計画により計画的に実施しているため、地域の実情や園児数に即した内容にするなど、実効性を高めていく必要があります。
- ・地域交流センターでは、小学1～3年生を対象とした放課後児童クラブ事業（利用者登録あり）と未入所児親子を対象とした子育て支援センター事業（利用者登録なし）を運営しています。
- ・放課後児童クラブでは、運営指針に基づく災害対応マニュアルにより避難訓練を実施しています。
- ・子育て支援センターにおいても、現在、危機管理総合マニュアルの策定を進めています。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・保育所園児の安全性確保のため、非構造部材耐震化の確認を早急に行い、必要に応じた対策を進めます。
- ・保護者との緊急連絡システムの導入について、小中学校での導入システムの有効性などを踏まえ、検討を進めます。
- ・月1回の避難訓練が形骸化することのないよう、防災担当者や町内保育所間など関係者による評価を組み込むことで、より実効性の高い内容にしていきます。
- ・地域交流センターでは、両事業が連携した避難訓練を行うことで、それぞれのマニュアルの課題検証を適宜行い、より安全な体制づくりに努めます。

⑧ 子育て施設の耐震化率：100%達成

⑧ 子育て施設における非構造部材耐震化の管理職による定期点検：未実施（令和元年度）

⑧ 関係者評価を組み込んだ保育所避難訓練：未実施（令和元年度）

観光施設の防災機能強化

■脆弱性評価

- ・宮リバー度会パークは、個人から団体まで年間通じて多くの方に利用いただく本町の代表的な誘客施設ですが、河川沿いに広がる施設であるため、芝生広場や遊具、駐車場は過去の台風時にも何度か浸水被害を受けています。
- ・パーク内の遊水プール鏡は、7月初旬から9月初旬までの営業期間内に約3万人（1日平均利用者約600人）の利用者がいます。同施設は、指定管理者による運営を行っており、営業期間内は指定管理者の緊急時対応マニュアルに基づき対応されることです。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・宮リバー度会パークの浸水被害に対する抜本的対策は困難であるため、看板の設置等により注意喚起を図ります。
- ・遊水プール鏡は、災害発生時に適切な避難誘導や初期対応が取れるように、営業期間前に図上訓練を行うなど、指定管理者へ適切な指導を行います。

⑧ 宮リバー度会パーク内の浸水注意喚起の看板：未設置（令和元年度）

⑧ 遊水プール鏡指定管理者との図上訓練：未実施（令和元年度）



1-3 道路冠水等に伴う避難路通行不能による死傷者の発生

避難路等の冠水対策

■脆弱性評価

- ・国道がない本町では、河川に沿って走る2本の主要道「県道伊勢大宮線」及び「県道伊勢南島線」と、「県道度会玉城線」「県道玉城南勢線」が指定避難所への重要な避難路になりますが、過去の災害から冠水危険箇所を12箇所を確認しており、豪雨に伴い避難路が通行不能になる可能性が高いです。

(確認している県道冠水箇所)

- * 県道伊勢大宮線 5箇所【葛原】【牧戸～平生】【平生】【立岡～鮎川】【鮎川～長原】
- * 県道伊勢南島線 5箇所【川口】【川口～栗原】【栗原】【小萩】【小萩～柳】
- * 県道度会玉城線 1箇所【川口】
- * 県道玉城南勢線 1箇所【大野木】

- ・公共交通機関が乏しい本町において、移動は基本、自家用車によるものです。主要県道の途絶は指定避難所への避難や緊急輸送、近隣市町からの帰宅困難者を発生させます。
- ・主要県道の冠水対策は、本町にとって最重要課題の一つであり、孤立集落の発生抑止にあたっては、早急に対策を講じる必要があります。近年頻発し、また激甚化する豪雨災害に向け、安全な避難路を確保するため、県道の管理者である三重県と連携して対策する必要があります。
- ・平成29年台風21号に伴う局地的豪雨による県道伊勢大宮線【立岡～鮎川】の冠水により、1名の犠牲者が発生しました。三重県及び度会町では、災害事案の検証を重ねるとともに、人命の保護を最優先としたハード対策及びソフト対策の強化に取り組むことを改めて確認したところです。
- ・孤立の可能性がある集落は7集落あります。災害発生時に、迅速かつ円滑な避難が行えるように避難路の整備や、避難路へのアクセス向上、避難路の多重化を図る必要があります。

(孤立の可能性がある集落)【注連指】【当津】【川口】【栗原】【小川】【小萩】【川上】

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・冠水対策は道路縦断嵩上げや河川事業、排水対策など、全体を踏まえ面的な視点から対策を検討する必要があります。
- ・限られた財源のなかで、災害時の緊急度及び優先度を勘案し、「県道伊勢大宮線【鮎川～長原】」の嵩上げ対策を先行し取りかかってもらうよう三重県に要望しています。
(令和元年度 測量設計、令和2年度以降 用地取得・着工予定)
- ・ハード対策は中長期的な視点で対策・要望を行う箇所も多いことから、冠水危険箇所や迂回路の案内表示強化など、ソフト対策を併用し注意喚起を図ります。
- ・孤立の可能性が高い注連指及び当津地区周辺の町道改良工事を道路の整備に関するプログラム等に基づき、計画的に進めます。
(令和2年度以降 町道注連指線・町道川南線、令和3年度以降 町道麻加江注連指線)
- ・河川の護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するものとします。

⑧ 主要県道の冠水対策必要箇所数：12箇所（令和元年度）

⑧ 孤立の可能性がある集落数：7集落（令和元年度）

避難路代替ルートの確保

■脆弱性評価

- ・指定避難所への避難路が、冠水や雨量規制、土砂災害等の発生により通行不能となる場合に、代替ルートを確保し、迂回を促進する必要があります。
- ・宮川沿いにおいては、県道伊勢大宮線に 5 箇所の冠水箇所があるものの、鯉川地区を起点に、ふるさと農道や農免道路への一部迂回が可能です。
- ・一之瀬川沿いにおいては、県道伊勢南島線に 5 箇所の冠水箇所があるほか、雨量規制（時間雨量 40 mm、連続雨量 150 mm）による通行止めが度々発生します。迂回路はないため、県道伊勢南島線の通行止めにより避難路の確保が出来ない状態にあります。
- ・災害発生時、農道や林道は避難路の代替ルートとしての活用が多いに期待されます。県営林道「鶴ヶ坂線」は適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策の一環として、三重県により建設工事が進められているところであり、通行が可能になれば一部代替ルートとしての活用も可能になります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・既存の農道、林道が非常時に代替ルートとして活用できるよう日常点検の徹底と改修整備に努めます。
- ・宮川沿いにおいては、避難路である県道伊勢大宮線の冠水対策と併行し、各集落からふるさと農道や農免道路までのアクセス環境を整備するとともに、両路線の安全対策の徹底に努めます。
- ・一之瀬川沿いにおいては、建設中の県営林道「鶴ヶ坂線」の開通に向けて、地権者との調整など三重県と連携し進めていきます。
- ・一之瀬川流域の全 15 地区から要望提出のあった「一之瀬側右岸道路の建設」については、町としても流域住民の安全を第一に、国や三重県への働きかけや隣接市町等との検討を前向きに進めていきます。

⑧「一之瀬川右岸道路の建設」について関係機関等への要望活動：調整中（令和元年度）



ふるさと農道

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

市街地等の排水対策

■脆弱性評価

- ・近年の異常気象による局地的豪雨や想定を超える長期にわたる大雨により、住宅地への浸水被害が度々発生しています。
- ・特に、農地から新たに宅地化したような地域等では、急激な住宅増加により排水の脆弱性がみられ、住宅地浸水の一因となっています。(棚橋保育所・度会中学校周辺(棚橋・大野木))

■推進方針と重要業績指標④

- ・住宅の浸水被害を回避するため、住宅地周辺の排水路整備について国や三重県の施策等を効果的に活用しながら進めます。
- ・指定緊急避難場所である棚橋保育所や指定避難所である度会中学校周辺(棚橋・大野木)においては、宅地造成が今後も続く見込みであることから、安全な避難路の確保のため喫緊に排水対策に取り組む必要があります。

④棚橋保育所・度会中学校周辺(棚橋・大野木)の排水対策：未実施(令和元年度)

洪水ハザードマップの作成

■脆弱性評価

- ・洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを作成し、住民に広く周知する必要があります。
- ・千年に1度の豪雨を想定した新水防法による最大想定浸水区域の調査は、三重県において既に完了しています。

■推進方針と重要業績指標④

- ・洪水ハザードマップを作成(改定)し、全世帯へ配布します。
- ・浸水区域や浸水深、過去に浸水した箇所などを周知し、洪水に対する備えを促すとともに、洪水氾濫の危険がある場合の避難体制について、防災訓練等の機会を通じて啓発を進めます。

④最大想定浸水区域の洪水ハザードマップの作成、配布：未実施(令和元年度)

④新洪水ハザードマップを使用した防災訓練等：未実施(令和元年度)

④現在配布中のハザードマップ認知割合 66.0%(令和元年度)

河川等の浚渫促進

■脆弱性評価

- ・河川の大規模な氾濫による住宅地への浸水を防止、被害の拡大防止を目的に、計画的に河川等の浚渫事業を進める必要があります。
- ・三重県の管理河川は、「河川堆積土砂撤去計画書」により順次、土砂撤去が行われています。
- ・町管理河川についても、対策区域を選定し、浚渫事業を計画的に進めていく必要があります。

■推進方針と重要業績指標④

- ・過去の河川氾濫状況から、人家への危険度や要配慮施設への影響などを考慮し、対策区域の優先度をつけ、効果的に堆積土砂や流倒木の撤去、樹木伐採等を進めます。
- ・撤去した土砂や流倒木の仮置き場の整備、確保に努めます。

④優先対策区域の設定や年次計画の策定：未実施(令和元年度)

1-5 大規模な土砂災害による死傷者の発生及び、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態

土砂災害警戒区域の公表

■脆弱性評価

- ・町面積の85%を占める山林の傾斜地や谷部では、急傾斜地の崩壊や土石流など土砂災害が発生する危険と常に隣合わせです。
- ・三重県による土砂災害計画区域の基礎調査、区域指定はすでに完了し、町全域で290箇所が警戒区域（内、276箇所が特別警戒区域）に指定されています。（中川地区／平成28年度、一之瀬地区／平成29年度、小川郷地区／平成30年度、内城田地区／令和元年度に各指定）
- ・令和元年度総合防災訓練において、土砂災害警戒区域の指定箇所図を各世帯には配布し、土砂災害の危険性を住民に周知したところです。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・土砂災害ハザードマップの作成、全世帯への配布を通じて、警戒区域と土砂災害に関する情報の周知を図ります。
 - ・各自が身を守る適切な行動が取れるよう、学校や職場、地域における防災訓練や防災教育の機会を通じて、土砂災害に対する正しい認識を持ってもらうよう努めます。
- ⑧新たな警戒区域の土砂災害ハザードマップの作成・配布：未実施（令和元年度）
⑧現在配布中のハザードマップ認知割合66.0%（令和元年度）



警戒区域の確認（総合防災訓練）

砂防・急傾斜地・治山事業の推進

■脆弱性評価

- ・土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や主要道路網の機能が損なわれる可能性が高く、直接的被害に加え、救助・救急活動への影響など二次災害発生の恐れがあります。
- ・砂防設備や急傾斜地崩壊対策施設など土砂災害防止施設の整備を計画的に推進する必要があります。
- ・森林の持つ土砂災害流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧対策と予防対策を進める必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・人家が密集する地域や、要配慮施設が含まれる地域を優先し、土砂災害防止施設の整備を進めます。
 - ・現在、度会小学校裏、蓮華寺付近、長原公民館裏、長原急傾斜地、川上公民館裏の対策を喫緊に進めているところであり、今後優先的に対策する地域として、中之郷保育所裏、奥河内地区、栗原地区、火内石地区、葛原地区を予定しています。土砂災害危険箇所の点検を実施するとともに、国や三重県の施策等の効果的な活用を図り、緊急性の高いものから整備していきます。
 - ・森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりに努めます。
- ⑧土砂災害警戒区域指定箇所数：290箇所（内特別警戒276箇所）（令和元年度）
⑧指定箇所の内、土砂災害防止施設の整備を実施中又は実施した箇所数：7箇所（令和元年度）

ため池の耐震化等

■脆弱性評価

- ・ため池は農業用水の確保のため、農業を営む集落（水利組合）にとっては重要な施設であり、大雨時の洪水調節や火災時の防火用水としての活用など、防災上の役割もある一方で、施設整備からかなりの年数が経過し、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合には、人命等に被害が及ぶ危険性があります。
- ・ため池の耐震化を進めるとともに、決壊時の被害を最小化する必要があります。
- ・平成30年度中に、町内全域のため池を現地確認しています。また現在、三重県による防災ため池の調査、診断がなされているところです。
- ・小さな集落（水利組合）では、受益者負担の兼ね合いから、改修が必要な場合であっても改修を選択できない事態や、農家数・耕作田の減少から現在ほど大規模なため池を必要としない集落が今後出てくる可能性が想定されます。

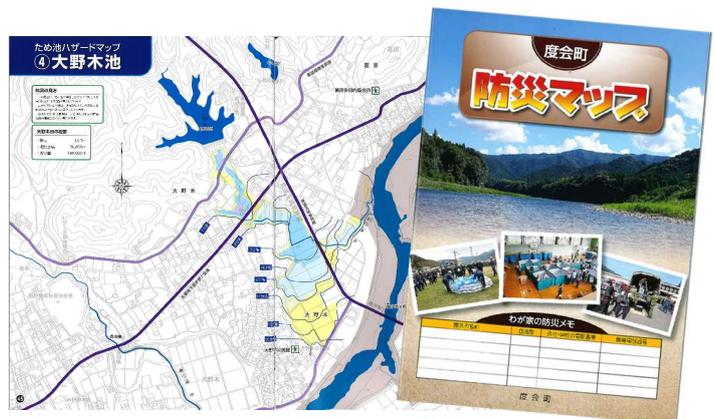
■推進方針と重要業績指標⑧

- ・防災ため池の調査、診断終了後は、速やかにため池ハザードマップの作成、全戸配布を行い、緊急時の避難体制について周知を図ります。
- ・洪水吐に土砂やゴミ等が堆積していると、流域断面を阻害し、本来の適切な機能が発揮されないことから、集落による点検や清掃活動など日常管理を促します。
- ・耐震改修が必要なため池については、集落への対策を促進するとともに、個別の修繕管理計画の策定など、集落に応じた支援を図ります。

⑧防災ため池調査診断完了数：7/17箇所（令和2年1月）

⑧ため池ハザードマップの改訂：未実施（令和元年度）

⑧現在配布中のハザードマップ認知割合 66.0%（令和元年度）



度会町防災マップ（配布中のもの）

1-6 情報伝達の不備等に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生

情報収集の多様化

■脆弱性評価

- ・発令時に適切な情報が入手できなかつたり、判断基準が不明確であり避難勧告等の発令が遅れることや、伝達手段の不備等により死傷者が発生することは決してあってはならないことです。町は情報収集・情報伝達を迅速かつ的確に実施する責務があり、そのために手段の多様化を図り、正確な情報を迅速かつ確実に伝達する必要があります。
- ・令和元年11月、災害発生時の迅速かつ的確な情報収集のため、「災害時における小型無線機による情報収集に関する協定」を締結しました。従来不可能だった場所への接近撮影により、被害情報の早期把握が可能になりました。
- ・住民が望む情報は、1「電気、水道等のライフラインの情報」87.3%、2「道路交通等の情報や復旧の見通し」77.1%、3「医療機関の情報」25.1%が上位です。言い換えれば、町からの発信不足という見方もできます。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・災害発生時には被災状況を迅速かつ確実に収集し、必要な対策に生かしていくことが重要であることから、映像や画像を活用した多面的な情報収集体制の整備を図っていきます。
- ・小型無線機による情報収集は、平時から訓練を重ねることで本町の地理的要件や主要な観測地点等を予め事業者と共有し、災害発生時に備えます。
- ・本町にとって最も危惧する連続豪雨による河川水位量の観測について、簡易カメラの設置等、画像による情報収集が可能となるよう三重県と調整します。

⑧小型無線機による災害時の情報収集：試験のみ（令和元年度）

⑧河川水位カメラの設置箇所：未設置（令和元年度）



小型無線機（試験飛行）

迅速かつ確実な情報伝達

■脆弱性評価

- ・発令時に適切な情報が入手できなかつたり、判断基準が不明確であり避難勧告等の発令が遅れることや、伝達手段の不備等により死傷者が発生することは決してあってはならないことです。町は情報収集・情報伝達を迅速かつ的確に実施する責務があり、そのために手段の多様化を図り、正確な情報を迅速かつ確実に伝達する必要があります。
- ・本町では、各集落への防災無線子局による情報発信を柱に、確認専用ダイヤルや町ホームページ、町行政放送チャンネル、また登録制によるメールでもオンタイムでの発信を行っています。各媒体の活用状況としては、「確認専用ダイヤル」4.4%、「町ホームページ」8.7%、「町行政放送チャンネル」11.5%、「登録制メール」24.1%となっており、それぞれに応じて防災無線の聞き逃し対応がなされています。
- ・しかし現状では、自宅内への防災無線戸別受信機の設置を求める声も多数あり、また「聞き逃しても何もしない」割合（19.7%）も依然高く、確実な情報伝達という面で課題があります。
- ・J-ALERT 自動起動装置・災害情報伝達一元化システムによる発信や、携帯電話会社との連携によるエリアメール及び緊急速報メールにおいても緊急情報の配信も行っています。
- ・令和元年度、三重県及び先行自治体に習い、「タイムライン」を策定したところです。
- ・地区有線無線の設備が整っている集落が多数ありますが、経年劣化に対する修繕費用の負担など小規模集落にとって、設備を維持していくことに課題もあります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・災害発生時には、住民だけでなく、通勤や通学、観光等による一時的滞在、また町内通行者も含めた町内滞在者へも確実に情報を伝達する必要があります。そのために、町としては現在発信している情報手段の課題を検証し見直すとともに、時代に即した手段を柔軟に取り入れるなど効果的手段の導入を図る必要があります。
 - ・防災無線のデジタル化整備を計画的に進めるとともに、既存手段の改善見直しを図ります。また、戸別受信機設置の要望を踏まえ、国の有効な施策等を活用し、要配慮施設や土砂災害（特別）警戒区域・洪水浸水域内の人家等への優先設置やその他希望世帯への設置についても検討を進めます。
 - ・登録制メールによる配信は、外出時や暴風雨など騒音が激しい状況においても有用ですが、高齢者など操作が困難な方にとっては、初期設定の支援を行うことで利用促進を図ります。
 - ・過去の他地域での災害において、被災状況や安否確認等の情報のやり取りに防災に特化したアプリや SNS が有効に活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を進めます。
 - ・災害対策本部と指定避難所との通信について、現在は、IP 無線機 12 台と移動系無線機 9 台、衛星電話 3 台（携帯 2 台、固定 1 台）で対応していますが、今後は IP 無線機を増設する方向で整備を進めます。
 - ・避難勧告マニュアルなど既存規定とともに、「タイムライン」の有効な活用を図ります。
 - ・地区有線無線の維持に対し必要な支援を検討するとともに、代替設備の導入についても検討を進める必要があります。
- ⑧ IP 無線機、衛星電話の整備：IP 無線機 12 台、衛星電話 3 台（令和元年度）
⑧ 登録制メール登録者数：1,500 人（令和元年度）
⑧ 防災無線のデジタル化整備：未実施（令和元年度）
⑧ 人家への戸別受信機整備：未実施（令和元年度）

職員の人材研修

■脆弱性評価

- ・現在、災害対策本部を運営する職員は限定的であり、代替要員の確保が難しい状況にあります。該当職員が災害発生時に災害対策本部に参集できない場合、本部の運営に支障をきたし、緊急情報の収集や伝達が迅速に行えない事態が想定されます。
- ・現在の防災無線システムは文字入力による電子音声形式であり、当該システムと確認専用ダイヤル、町ホームページ、町行政放送チャンネル、及び登録制メールの配信が連動していることから、一度の操作で複数媒体での迅速な情報発信が可能です。
- ・一方で、システムの一元化により、情報発信者には大きな役割と責務が課せられ、複数の職員によるチェック機能が重要になりますが、現在システムの入力が可能な職員は少数に限られています。

■推進方針と重要業績指標⑨

- ・災害時に迅速かつ確実に情報収集・伝達を行うには、防災無線等の強化整備や収集・伝達手段の多様化とともに、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけた職員の複数確保による災害対策本部の機能強化が必要です。
 - ・定期的に災害対策本部の体制や運営に関する検証を行い、より柔軟な体制整備に向け適宜運用を見直します。
 - ・防災無線システムの入力操作を複数職員が対応できるよう、職員研修やマニュアル整備を喫緊に進めます。
- ⑨ 防災無線システムの入力操作が可能な正規職員数：3 人（令和元年度）
⑨ 防災無線システムの操作マニュアルの整備：簡易マニュアルのみ整備済み（令和元年度）

2-1 交通網の途絶により救助・救急活動や支援物資の輸送ができない事態

緊急輸送道路の確保

■脆弱性評価

- ・「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」ならびに「三重県防災対策推進条例（平成21年）」に基づく緊急輸送道路として、町の防災拠点である役場庁舎や、活動・物資搬送拠点である町内4箇所を連絡・補完する次の路線が指定されています。

（東海地震・東南海・南海地震の活動・物資搬送拠点）

- * 宮リバー度会パーク【棚橋】
- * 県立南伊勢高校度会校舎【大野木】
- * ふれあい広場栗山【脇出】
- * 中川小学校第2運動場【麻加江】

（第2次緊急輸送道路）

- * 県道伊勢大宮線【葛原～棚橋】
- * 県道度会玉城線【棚橋～棚橋】

（第3次緊急輸送道路）

- * 県道伊勢南島線【川口～南伊勢町道方】
- * 県道伊勢大宮線【麻加江～田口】
- * 県道度会玉城線【川口～棚橋】【棚橋～玉城町宮古】
- * 町道井戸ヶ瀬線【田口～田口】
- * 町道大野木棚橋線【棚橋～大野木】
- * 町道脇出2号線【脇出～脇出】
- * 町道脇出8号線【脇出～脇出】
- * 町道麻加江注連指線【麻加江～麻加江】

- ・指定路線の中には、過去に幾度か冠水した冠水危険箇所や、舗装の劣化が激しい箇所、またカーブや坂道により視距が悪い箇所、法面崩落等により幅員が狭まる可能性の高い箇所等も含まれることから、救助・救急車両や支援物資の輸送車両の通行が困難になる可能性があります。
- ・災害医療拠点となる医療機関や、消防本部庁舎・警察庁舎など救助の司令塔となる関係機関庁舎のある伊勢方面や松阪方面へのアクセス道路も強化整備を図る必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・緊急輸送道路に指定されている道路及び輸送道路上の橋梁については、いずれも代替路の確保が困難な路線であり、町内における救助・救急活動及び支援物資輸送の要となる路線であることから、緊急時に支障がないよう構造そのものの耐震性確保とともに、法面や側溝、冠水対策など道路の整備に関するプログラム等に基づき計画的な道路改良整備を進める必要があります。
- ・三重県管理のものは県との情報連携を密接に図るとともに、必要な対策に向け要望活動を継続します。町管理のものに関しては、「度会町舗装維持管理計画（平成31年3月）」や道路ストック総点検の結果を踏まえ、国や三重県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから整備していきます。
- ・町道井戸ヶ瀬線は第3次緊急輸送道路であり、松阪方面への災害医療拠点輸送や帰宅支援ルートとして重要な路線ではありますが、舗装の劣化が著しいため計画的に対応する予定です。
- ・町道脇出2号線及び8号線は、県道伊勢南島線から小川郷・一之瀬地区唯一の活動・物資搬送拠点である「ふれあい広場栗山」や指定避難所である一之瀬公民館へのアクセスルートです。ふれあい広場栗山は、空路の臨時離着陸場にも選定されていることから、いかなる災害時にあっても、施設周辺の安定的な通行を確保するため、道路改良工事を進めます。
- ・災害発生時、救助・救急活動や支援物資が町内全域の指定避難所へ確実に輸送されるように、既指定の活動・物資搬送拠点の検証を行い、必要に応じて見直しを求めます。

⑧県指定の町内活動・物資搬送拠点：4箇所（平成31年3月）

⑧県指定の緊急輸送道路：8路線11区画（平成31年3月）

空路輸送体制の確保

■脆弱性評価

- ・陸路での緊急輸送が困難な場合、また空路による時間短縮、陸路を補完する上でも空路による緊急輸送体制を確保する必要があります。
- ・本町では、平成 25 年に三重県防災ヘリコプター支援協定を締結しており、離着陸場として 2 箇所（県立南伊勢高校度会校舎、県立度会特別支援学校）、臨時離着陸場として 7 箇所（旧一之瀬小学校、旧小川郷小学校、ふれあい広場栗山、宮リバー度会パーク、度会小学校、度会中学校、中川小学校第 2 運動場）が選定されています。
- ・いずれもヘリポートは未整備です。離着陸の訓練経験がない箇所もあり、災害発生時の受入れにあたって課題の検証を行う必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・現時点において、陸路が通行困難になる事態は十分に想定されることから、安定的な空路輸送を確保するため、ヘリポートの整備もしくは離着陸に対応出来る設備の整備を進める必要があります。
 - ・小中学校は指定避難所であり、災害時には屋外運動場にも車中避難者が大勢いることも想定されるため、付近に臨時離着陸場を確保できないか、三重県と連携し検討を進めます。
 - ・三重県や自衛隊に協力を仰ぎ、ヘリコプター離着陸等の訓練を行うよう調整を図ります。
- ⑧県指定の離着陸場及び臨時離着陸場数：9 箇所（令和元年度）
- ⑧ヘリコプターの訓練実施：年 2 回（離着陸訓練 1 回、山林火災消火訓練 1 回）（令和元年度）

孤立集落への対策

■脆弱性評価

- ・三重県の地震被害想定調査結果によると、孤立の可能性のある集落は 7 集落あります。いずれの集落においても高齢化率 30%を超えており、出来る対策から速やかに進める必要があります。

（孤立の可能性のある集落）【注連指】【当津】【川口】【栗原】【小川】【小萩】【川上】

- ・注連指と川上地内に設置する防災無線子局を用いた双方向通話が入りにくい状況があるため、地区集会所に移動系無線を備え、定期的に通信訓練を行っています。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・孤立集落の発生を防ぐため、道路法面の崩壊を防止する法面保護や避難路の構造強化、多重化など道路の整備に関するプログラム等に基づき避難路の確保に努めます。
（令和 2 年度以降 町道注連指線・町道川南線 令和 3 年度以降 町道麻加江注連指線）
 - ・各集落内の防災無線の点検を徹底するとともに、総合防災訓練等の機会を通じ、双方向での通話訓練を定期的に行います。
 - ・孤立の可能性のある集落には、予め孤立地区避難訓練の実施を通じて共助による対策と地区への備えを促します。
- ⑧孤立の可能性のある集落数：7 集落（令和元年度）
- ⑧孤立地区避難訓練の実施：実施（平成 29 年度）

各家庭での備蓄推進

■脆弱性評価

- ・災害発生直後に地域で自活する備えとして、水や食料の積極的備蓄にかかる意識浸透と定着を図るため、広報紙や防災訓練等で啓発活動を行っていますが、各家庭における備蓄状況は次の通りであり、4割近い家庭で備えがほとんどされていない状況です。

(水や食料の備蓄している家庭の割合)

- * 3日以上備えている 17.3%
- * 2日以上備えている 32.3%
- * 備える必要はない(倉庫等に畑作物や米を保存している) 8.4%
- * ほとんど備えていない 38.2%

(非常用持ち出し袋の準備や点検を行っている家庭の割合)

- * 必要品はすぐ持ち出せるよう準備し、定期的に点検を行っている 8.0%
- * 必要品はすぐ持ち出せるよう準備しているが、点検は行っていない 28.3%
- * 必要品はある程度準備しているが、すぐ持ち出せるようにまとめてはいない 27.1%
- * 準備は必要だとは思いますが、行っていない 33.9%

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・今後も各家庭における備蓄量確保及び非常用持ち出し袋の準備、点検について継続的に啓発を行っていきます。
- ・農家等では年間分の米を自宅倉庫に保有している家庭もあるため、隣世帯や集落内で互いに助け合えるよう、日頃から顔のみえる関係の構築を目指します。
- ・食生活改善推進員等による災害時に役立つ食品保管や活用調理術等について、有効な情報発信に努めます。電気やガスが使用困難な状況を想定し、調理の必要性を勘案した食料備蓄を工夫する必要があります。

⑧ 3日以上の水や食料を備蓄している家庭の割合：17.3%（令和元年度）

災害用備蓄・資機材等の分散管理

■脆弱性評価

- ・交通網の途絶により支援物資の輸送や、救助に必要な資機材の搬送が遅れる、もしくはできない事態に陥った場合、救助・救急活動に支障が出る可能性を少しでも回避すべく、町内4地区7箇所分散して備蓄しています。
- ・分散備蓄により、資機材等の点検・試運転や食料等の管理などの事務的負担は増大しています。
- ・非常用発電機やチェーンソー等の資機材について、取り扱いに不慣れな職員が多く、限られた配備体制の中で、柔軟かつ迅速に対応できない懸念があります。
- ・旧一之瀬小学校校舎は南伊勢町との災害時応援協定に基づき、一通りの備蓄品を備えています。

■推進方針と重要業績指標⑨

- ・第2配備体制（4地区での避難場所開設）においても迅速な応急対応を可能にするため、これまで通り指定避難所の隣接防災倉庫に一定の資機材を確保します。
- ・購入時に期限や形態などを細かにリスト化することで、点検管理も関係課において連携し、また点検時期を設定することで遺漏のないよう徹底します。
- ・資機材の運転・操作研修を定期的に行い、年齢や性別に関わらず広く職員が対応できるよう習熟度の向上に努めます。
- ・備蓄にあたっては、女性や子ども、高齢者等に配慮した品目・数量を確保するよう努めます。

⑨ 備蓄倉庫整備数：4地区7箇所（令和元年度）

⑨ 職員の資機材運転操作研修：未実施（令和元年度）

2-2 想定を超える大量かつ長期にわたる避難者発生に伴う避難所運営の混乱や食料・水等の供給不足

指定避難所等の耐震化

■脆弱性評価

- ・三重県による地震被害想定調査結果によると、本町における避難者数は最大約 5,800 人で、住民全体の 7 割が避難する想定になります。
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所は、いずれも新耐震基準もしくは耐震補強済みですが、度会小学校、旧小川郷小学校、中之郷保育所及び地域交流センターは、急傾斜地崩壊の危険性から地震発生時には避難所の開設は出来ません。
- ・災害種別により開設される緊急避難場所が異なることで、避難者が混乱する恐れがあります。
- ・指定避難所である旧小学校屋内運動場の吊り天井対策は、現在対策中及び未了施設があるため、利用者の安全確保と安全な避難所運営に向け、対策を急ぐ必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・急傾斜地崩壊の危険性がある施設は、緊急避難場所である前に子育て支援にかかる要配慮施設であることから、喫緊に対策を講じ、安全性の確保を図る必要があります。度会小学校裏は現在対策中であり、対策完了後は運用の見直しを行う予定です。その他の施設についても、国や三重県の施策等の活用を図りながら、喫緊に対策に取り掛かることができるよう各施設とも調整を図っていきます。
- ・指定避難所の非構造部材耐震化未了施設の対策を急ぎ進めます。

⑧指定緊急避難場所及び指定避難所の耐震化：100%達成

⑧小中学校屋内運動場吊り天井対策実施率：75%（3/4 吊り天井施設）（平成 30 年度）

指定避難所等の防災機能向上

■脆弱性評価

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の出入口は、概ねバリアフリー化に対応していますが、保育施設や社会体育施設（旧小学校屋内運動場）などは、車椅子の常設がないため、急な避難所開設時には対応が難しいケースも想定されます。
- ・空調整備のない避難所では、季節等により避難者の健康維持に支障をきたす可能性もあります。
- ・指定避難所において多目的トイレの整備がない施設では、高齢者や障がい者が積極的に避難せず、自宅等で待機する懸念があります。
- ・また、断水や停電によりトイレの使用ができない事態を想定し、簡易トイレを整備しています。
- ・愛玩動物対策（ペット同行避難）について、具体的な協議を行っていないため、同行申し出があった場合、指定避難所での対応に混乱が予想されます。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・避難所でのバリアフリー対応については、災害発生時に対応出来る合理的配慮の提供に努めます。車椅子や杖など福祉器具については、町社会福祉協議会等と連携し設置できるよう調整を図ります。
- ・多目的トイレについて、全ての避難所へ設置することはスペースや財政負担上困難であるため、小中学校の屋内運動場など使用頻度が高い施設から優先的に設置できるよう検討を進めるとともに、指定避難所での受入れが困難な要配慮者については、福祉避難場所との連携を図ります。
- ・愛玩動物対策について、他自治体の対応事例などを踏まえ、町として具体的な対応策を検討し、必要な準備をしておく必要があります。

⑧指定避難所出入口のバリアフリー化：対策済み

⑧指定避難所の空調整備：54.5%（6/11 施設）（令和元年度）

⑧指定避難所の多目的トイレ：45.5%（5/11 施設）（令和元年度）

避難行動要支援者への対応

■脆弱性評価

- ・本町では、65歳以上独居高齢者、70歳以上高齢者世帯、70歳以上の日中独居高齢者、障がいのある人、要介護状態の人及びその他何らかの理由により援護を希望する人を「避難行動要支援者」として、登録管理を行っており、平成31年4月時点で685人が名簿に登録されています。
- ・避難行動要支援者は、それぞれの支援者情報を登録した個別計画を作成しており、その情報は警察署や消防署、町社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織へ共有し、避難行動時には支援者と共に関係機関が連携にあたるよう定期的に登録情報の更新を行っています。
- ・要支援者台帳作成から数年が経過し、要支援者・支援者双方の認識薄れ等により、避難支援が確実になされるか確認が必要です。
- ・登録制によらない災害時要配慮者については、障がい者や要介護者、乳幼児や妊婦等、各々の対象者名簿はすぐに出力可能な状態にあります。要配慮者の台帳登録には至っていません。個人情報に関係機関に提供されることへの賛否もあり、希望者登録制の避難行動要支援者と異なり、取扱いに課題が残ります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・避難行動要支援者台帳は、毎年4月の定期更新時期にあわせ、支援者情報の認知を確認するよう努め、要支援者と支援者双方が共通認識により、確実な避難行動につなげる必要があります。
- ・災害時要配慮者については、日々の台帳更新が現実的ではないため、現状通り、対象者名簿の出力が常に出来る状態にあるよう確認します。
- ・避難行動要支援者の中には、福祉避難場所へ避難する対象者も多いことから、福祉避難場所と連携した輸送、受入れ訓練の実施検討を進めます。

⑧避難行動要支援者台帳登録者：685人（平成31年4月）

⑧避難行動要支援者個別計画：策定済み

⑧福祉避難場所との合同訓練：未実施（令和元年度）

令和 年 月 日
 氏名 登録番号
※本表は、避難行動要支援者台帳登録者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を含むため、必ずしも本人の同意を得ずに提供されるものではありません。また、本表は、関係機関等に提供される場合があります。

| | | | | | | | |
|--------|---|----|------|-----------|------|------|-----|
| 氏名 | フリガナ | 性別 | 生年月日 | 住所 | 市区町村 | 電話番号 | 代表者 |
| 住所 | 〒 | 番 | 地 | 番 | 番 | 番 | 氏名 |
| 世帯状況 | 独居・高齢者世帯・空室と同居（70歳以上高齢者・要・要） 障がいの有無 なし・下肢・滑車・頭蓋・聴覚・その他（ ） | | | | | | |
| 必要な支援 | なし・杖・シルバーカー・車いす・その他（ ） なし・デイサービス・ヘルパー・訪問看護・介護サービス その他（ ） | | | | | | |
| 関係機関 | 氏名 | 性別 | 職種 | 所属機関等電話番号 | | | |
| 関係機関 | 氏名 | 性別 | 職種 | 住所 | 電話番号 | 備考 | |
| 関係機関 | 氏名 | 性別 | 職種 | 住所 | 電話番号 | 備考 | |
| 関係機関 | 氏名 | 性別 | 職種 | 住所 | 電話番号 | 備考 | |
| 代表者の住所 | 〒 | 番 | 地 | 番 | 番 | 番 | 氏名 |
| 代表者の住所 | 〒 | 番 | 地 | 番 | 番 | 番 | 氏名 |
| 代表者の住所 | 〒 | 番 | 地 | 番 | 番 | 番 | 氏名 |
| 代表者の住所 | 〒 | 番 | 地 | 番 | 番 | 番 | 氏名 |

※支援者については、自主防災団にて決定します。

避難行動要支援者情報提供書

食料・水の安定供給

■脆弱性評価

- ・三重県による地震被害想定調査結果によると、本町における避難者数は最大約 5,800 人で、町民全体の 7 割が避難する想定になります。また、帰宅困難者は最大約 490 人の想定です。
- ・上水道の断水率は、地震発生直後の 100%から 7 日経過後も 82%、1 ヶ月後も 56%の割合で断水が継続し、ライフラインの中では最も復旧が遅れる想定となっています。
- ・3 日以上以上の食料や水を備蓄している家庭の割合は、全体の 17.3%であり、町が現在備蓄する量も、最大避難者数の 3 日分や帰宅困難者分を確保しているとは言えず、安定供給量を確保する必要があります。
- ・学校及び保育所での給食は、現在、調理業務を事業者へ委託しており、町内での給食調理が困難な状況下においては、近隣市において調理済みの給食を搬送することが可能になっていますが、搬送ルート of 安全確保や事業者変更に伴い、同様のサービスが継続できるかは未定です。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・本町では、三重県が策定する「三重県備蓄・調達基本方針（令和元年 6 月）」を参考に、供給物資等の備蓄管理を進めており、現在のところ方針基準は満たしています。単独市町で最大避難者想定分を賄うという考えではなく、「三重県市町災害時応援協定（平成 12 年）」に基づく相互連携により、広域としての安定供給量確保を進めます。
- ・断水対策も同様に、「三重県水道災害広域応援協定（平成 9 年）」や「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定（平成 15 年）」に基づき、広域での相互応援に頼る必要があります。
- ・行政間だけでなく、民間企業、特に地元の食品スーパーやコンビニ、JA 等との連携協力体制を確保しておく必要があります。
- ・各家庭における備蓄量確保の促進を図ります。
- ・食生活改善推進員等による災害時に役立つ食品保管や活用調理術等について、有効な情報発信に努めます。電気やガスが使用困難な状況を想定し、調理の必要性を勘案した食料備蓄を工夫する必要があります。
- ・児童生徒及び保育所園児らへの安全な給食提供に向け、各調理施設の防災機能強化を図るとともに、調理困難な状況に備え、水や食料の備蓄、また簡易調理が可能な長期保存食材の常備確保に努めます。

⑧ 三重県備蓄・調達基本方針に基づく備蓄率：100%（令和元年）

⑧ 地元の食品スーパー、コンビニ、JA 等との災害時応援協定数：未締結（令和元年度）



町防災倉庫

2-3 救助・救急、医療活動等の絶対的不足

救助・救急活動体制の確保

■脆弱性評価

- ・消防本部や警察署、自衛隊など救助の司令塔となる関係機関は隣接する伊勢市内にあるため、救助応援があるまでは、駐在員 3 人と消防隊員 7 人（いずれも交替制勤務）での対応となり、救助・救急活動人員が絶対的に不足する状況です。
- ・本町での活動拠点となる消防署出張所及び町内駐在所の耐災害性を強化する必要があります。特に、麻加江駐在所は耐震化整備が未了のため、対策が必要です。
- ・消防署や警察署、自衛隊の応援要請のほか、町内の地理情報を熟知している消防団員の救助・救急活動に期待する部分が大きく、更なる体制強化を進める必要があります。
- ・土砂災害や交通インフラの被災により町外からの救助・救急活動等に支障が出る可能性が高く、町内土木・建設等事業者と災害時応援協定に基づき、活動支援を求める必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・消防署出張所や駐在所の耐震化及び防災機能強化については、各所管部署と調整を図っていきます。
- ・災害発生時に、各署への災害応援が迅速に行えるよう要請にかかる手順等を複数職員で確認します。
- ・町内土木・建設等事業者等の有するスキルやノウハウ、組織体制を活用するなどして、災害対応業務の実効性を高めていく必要があります。
- ・消防団員の機能強化と体制拡充を一層図るよう努めていきます。

⑧各署への災害応援要請手順マニュアル化：実施済み

⑧消防団員数：5 分団 158 人（令和元年度）

医療・救護活動体制の確保

■脆弱性評価

- ・災害発生時には多数の重軽傷者の発生が想定されるが、本町には災害医療拠点となる医療機関がないため、町内においては応急対応を行い、近隣の災害医療拠点等へ搬送する必要があります。
- ・医師会、歯科医師会及び薬剤師会との災害協定は締結しているものの、交通インフラの被災によって、医療や介護に関する支援者が被災地まで行くのに時間を要し、応急対応に遅れが生じる恐れがあります。
- ・本町には医療用資機材や災害用医薬品等の備蓄も充足していないため、医療活動等が迅速に行われない可能性もあります。
- ・町内各施設に設置している AED（20 台）の周知不足により、必要時に有効活用されない懸念があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・災害時の医療確保のため、関係機関等との情報共有を図ると共に、平時から大規模災害を想定した災害対応訓練を近隣市町や周辺医療機関等との連携により実施する必要があります。
- ・町が設置する AED のほか、県立学校や民間事業者による設置場所等を確認し、新たに作成する防災ハザードマップへ掲載し周知を図ることで、AED の有効活用につなげます。

⑧医療関係機関等との災害対応訓練：未実施（令和元年度）

⑧町内 AED 設置箇所数：町設置分 20 箇所（令和元年度）

災害ボランティアの受入体制

■脆弱性評価

- ・現在、災害ボランティアとして登録しているのは117人です。広報等での登録促進を図っています。近隣市町における災害ボランティアセンター開設時など、登録者へ案内を行うことで、ボランティア活動による支援を繋げています。
- ・一方で、本町ではこれまで災害ボランティアの受入れ経験がないため、センター開設に関するノウハウがなく、受入れ準備は進んでいないため、災害発生時に受入れ時の混乱や効果的に機能されない恐れがあります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・本町における災害ボランティア登録の促進を図ることで、広域での支援の輪を広げます。
- ・災害ボランティアセンター受入れ業務を担う町社会福祉協議会において、まずはセンター開設経験のある隣接市町へ一連の業務を確認するとともに、三重県社会福祉協議会の協力を仰ぎ、受入れに向けたマニュアル化を進めます。
- ・マニュアル整備後は、大規模災害発生を想定した災害ボランティア受入れ訓練の実施に向け、社会福祉協議会等と連携を図ります。

⑧災害ボランティア登録者数：117人（令和元年度）

⑧災害ボランティア受入れマニュアルの整備：未整備（令和元年度）

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

非常用電力の確保

■脆弱性評価

- ・三重県による地震被害想定調査結果によると、本町における停電発生率は地震直後で89%、1日後で80%、7日後で3%という想定結果が出ています。
- ・災害発生に伴う交通インフラの被災により、電力復旧に関する事業者や、他地域からのエネルギー供給支援に遅れが生じ、想定以上に長期間途絶する恐れがあり、救助・救急、医療活動が迅速に行えない可能性があります。
- ・災害対策本部を置く役場庁舎と、消防署度会出張所には自家用発電機を備えており、5～6時間（燃料継ぎ足しで連続72時間）の電力使用は可能です。
- ・役場庁舎屋上には防災用太陽光発電を設置していますが、指定避難所や役場庁舎の代替施設である地域交流センター、中央公民館には設置しておらず、各防災倉庫に備蓄する非常用発電機により電力を確保することになります。
- ・また、町内事業所の内、非常用発電機を所持している事業者を聞き取り、リスト化しており、電力供給に支援を仰ぐ準備はできています。
- ・本町では環境負荷の少ない自然エネルギーの有効活用を推進するため、住宅用太陽光発電の整備推進を行っていますが、停電時に自立運転に切り替えることで、最小限の電力を確保した事例の報道により、防災の観点においても住宅用太陽光発電設備のあり方を見直し、推進を継続していく必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・指定避難所や役場庁舎の代替施設での非常用電源の確保は、国や三重県の有効な施策等を活用しながら、設備拡充の検討を進めます。
- ・住宅用太陽光発電設備の設置助成継続により、自宅での電力確保を推進します。
- ・非常用発電機を所持する事業者リストの定期的更新を行い、民間の力を積極的に活用します。また、発電機用燃料の確保により可動の安定化を図ります。

⑧町が備蓄する非常用発電機台数：7台（令和元年度）

⑧非常用発電機を所持する町内事業者リスト：リスト化済み

⑧住宅用発電設備設置助成件数：年間10年（平成30年度）



災害時における燃料確保

■脆弱性評価

- ・本町では、三重県石油商業組合及び三重県伊勢LPガス協議会との災害時応援協定を締結しています。町内のガソリン等販売事業者6社及び、LPガス販売事業者3社は、いずれも組合や協議会に加入しており、災害発生時の協力体制は確保しています。
- ・石油類燃料の確保は、救助・救急、医療活動にかかる資機材や搬送車両、また非常用発電機を可動する上で非常に重要ですが、燃料設備の耐震対策にかかる負担等から事業を廃止する個人事業者があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・災害応援協定に基づく協力支援体制の実効力を高めるため、燃料供給事業者と連携した合同訓練を実施します。
- ・石油商業組合やLPガス協議会へ共有している燃料供給箇所一覧の確認・見直しを定期的に行い、確実な燃料確保に努めます。

⑧燃料確保にかかる災害時応援協定：締結済み

⑧燃料販売事業者との合同訓練：LPガス販売事業者とのみ実施済み

2-5 消防団、自主防災組織の活動拠点被災による機能不全

消防団の体制強化

■脆弱性評価

- ・本町の消防団は第1から第5分団まで、総勢158人の男性隊員が加入し、活動しています。年齢層は20歳代から60歳以上までと幅広く、最も多い40歳代が全体の4割以上を占めています。
- ・幹部隊員のほか、各分団において、年功隊員から若手隊員に対する指導助言がなされ、各分団ともに自ずと体制の強化が図られ、条例定数の158人は常に充足しています。
- ・地区別では、町内の34区3自治会の内、2自治会には団員が不在であり、現状では隣接区が広くカバーしています。
- ・警察署や消防署の人員不足は避けられないため、地域の実情や地理的状況を把握する消防団員の救助活動に期待する部分が大きく、更なる体制強化を進める必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・現体制の第5分団に加え、町職員による「機能別分団」を新たに組織し、消防団員が通常勤務により活動力が不足する平日の日中に限定し活動できるよう体制整備と人材育成を進めます。
- ・機能別分団の隊員となった職員を主体に、災害用資機材の操作等、習熟度を高めることで、組織全体の対応力を高め、活動域を広げるよう順次進めていきます。
- ・職員と消防団員との合同訓練や平時からの交流促進により、地域での防災力を強化します。

⑧消防団員数：5分団158人（令和元年度）

⑧消防団員のいる地区数：95%（35/37地区・自治会）（令和元年度）

自主防災組織の活動拠点及び体制強化

■脆弱性評価

- ・本町での自主防災組織形成率は100%（34地区3自治会）です。かつては、活動が消極的な組織もありましたが、昨今の自然災害の多発化・激甚化を受け、地域での共助意識が強まり、自主防災組織による自主的な訓練も積極的に行われるようになっていきます。
- ・自主防災組織の活動拠点は、各地区の集会所等であり、災害発生時には地区住民の避難集合場所でもあります。しかし、耐震化整備が未了であったり、老朽化による改修が必要な施設も多く、災害種別によっては安全な避難行動が取れない施設もありますが、臨機応変な対応が必要です。
- ・居住歴の長い住民にとっては周知の事実であっても、新たに転入・転居した住民や、区や自治会に加入しない住民へは共通認識にない場合があり、活動拠点の強化と併行し、地区避難場所に関する正しい情報提供が必要となります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・自主防災組織が地域の特性に応じた独自訓練を積極的に展開できるよう、訓練内容のメニュー化に向け、消防団と連携し取り組みます。
- ・地域での避難行動が主体的かつ効果的に行えるよう、地区災害行動計画の策定を促進します。
- ・自主防災組織育成事業を通じて、各組織の体制強化や設備充実を図ることで活動拠点の強化及び活動域の拡充を図ります。
- ・地区避難集合場所の情報は、転入者等へも確実に認知されるよう、防災マップへ分かりやすく掲載し、転入世帯も含めた全世帯へ配布します。

⑧自主防災組織形成率：100%達成（37/37地区・自治会）

⑧自主防災組織育成事業助成件数：年間4件（平成30年度）

⑧防災ハザードマップの改定：未実施（令和元年度）

2-6 被災地における疾病・感染症等の発生

保健体制の強化

■脆弱性評価

- ・避難所での疾病・感染症等防止のため、消毒液やマスク、防護服等の備蓄を行っているものの、最大避難者想定数を充足できない状況であり、広域連携や流通事業者等による消毒薬剤等の供給に頼る必要があります。
- ・避難所生活が長期化する場合には、被災者の体力の低下などにより、インフルエンザやノロウイルスといった感染症等が発生・まん延する恐れがあります。
- ・避難所などで消毒や健康観察など、感染症予防の中心的立場となる保健師等が適正な判断と行動が取れるように、「度会町版災害時保健活動マニュアル」を整備していますが、統括保健師やリーダー保健師が参集できない場合に、その他の保健師の対応が遅れる懸念があります。
- ・学校や保育所、町内社会福祉施設等で調理や配膳に従事する職員に対し、年に1度、衛生管理講習会を実施し食中毒防止への正しい知識を身につけています。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・感染症の発生やまん延を防ぐため、予防接種の促進や手洗い・うがい、マスク着用の推奨等、平時から啓発や関係用品の備蓄を促進します。
- ・高齢者や子どもなど要配慮者への予防接種助成を継続し、接種の推進に努めます。
- ・「度会町版災害時保健活動マニュアル」に基づき適格かつ迅速に対応できるよう、行動チェックリスト（災害時アクションカード）を作成し、統括保健師等が不在であっても臨機応変に対応できるように平時から図上訓練の実施に努めます。

⑧災害時保健活動マニュアル：整備済み

⑧保健師等による災害時対応図上訓練：未実施（令和元年度）

⑧高齢者のインフルエンザ予防接種率：50.38%（平成30年度）

公衆衛生の確保

■脆弱性評価

- ・本町では下水道は未整備であり、単独槽・汲み取り式から合併浄化槽への移行を推進しています。
- ・指定避難所では、断水や停電によりトイレが使用できない事態を想定し、簡易トイレを整備しています。
- ・愛玩動物対策（ペット同行避難）について、具体的な協議を行っていないため、同行申し出があった場合、指定避難所での混乱が予想されます。
- ・町美化センターにはごみ焼却設備はなく、伊勢広域環境組合へ搬送していますが、災害ごみや汚泥、避難所から排出されるごみ等が放置されれば、環境衛生が悪化し、疾病や感染症等の発生につながる恐れがあります。
- ・空き家の放置により、悪臭や害虫の発生など地域の衛生状態を悪化・拡大する懸念があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・合併浄化槽助成事業により、各家庭における合併浄化槽への移行を促します。
- ・愛玩動物対策について、他自治体の対応事例などを踏まえ、町として具体的な対応策を検討し、必要な準備をしておく必要があります。
- ・災害ごみ等が仮置き場に放置されることのないよう、搬送車両の確保や焼却受入れについて、広域での連携強化を図ります。
- ・現在、町美化センターで建設中のストックヤードの有効活用を進めます。
- ・空き家は、所有者の管理責務について啓発や専門家等と連携した相談会開催により、適切に管理されない空き家の発生を抑制します。また解体除却助成により、放置空き家による公衆衛生の悪化を防ぐよう啓発に努めます。

⑧合併浄化槽の普及率：63.48%（平成30年度）

⑧愛玩動物対策の検討：未実施（令和元年度）

⑧空き家数：166戸（平成30年度）

⑧空き家率：5.2%（平成30年度）



伊勢広域環境組合清掃工場

3-1 町役場の機能不全や職員被災による行政機能の大幅な低下

役場庁舎の機能不全防止

■脆弱性評価

- ・災害対策本部となる役場庁舎の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する必要があります。
- ・役場庁舎自体は耐震性も問題なく、土砂災害や洪水による直接被害の危険性も低い立地であり、自家用発電や屋上太陽光発電設備の整備により、停電時も一定時間の電力が確保される想定です。
- ・一方で、役場庁舎周辺の社会福祉施設や周辺道路は急傾斜崩壊危険区域に含まれるため、大規模地震が発生した場合には、役場庁舎へのアクセスや駐車スペースの確保が困難になったり、施設からの避難誘導により出入口で混雑が発生し、緊急対応が遅れる恐れがあります。
- ・経年劣化のすすむ役場庁舎の空調設備は、トラブルの度に維持補修を行っていますが、非常事態に備え、設備自体の更新を検討し、強靱な災害対策本部体制を施設環境面からも進める必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・役場庁舎周辺の交通インフラ強化対策を進めるとともに、要配慮施設である社会福祉施設周辺の土砂災害防止対策を喫緊に進める必要があります。
- ・社会福祉施設から役場庁舎（保健センター）への一時避難訓練を実施し、課題の検証を重ねることで、避難行動の実効性を高めます。

⑧役場庁舎耐震化：耐震化済み

災害対策本部の強靱な体制確保

■脆弱性評価

- ・現在、災害対策本部を運営する職員は限定的であり、代替要員の確保が難しい状況にあります。該当職員が災害発生時に災害対策本部に参集できない場合、緊急情報の発信や各関係機関との連携等が迅速に行えない事態が想定されます。
- ・災害時業務継続計画（BCP）を策定中であり、所管ごとの災害時優先業務を精査しているところです。
- ・定員適正化計画や行政改革等により、臨時的職員の拡充や民間事業者への指定管理や業務委託を進めており、職員数は年々減少しています。災害発生時には職員が直ちに参集できない事態や、非常時に優先すべき業務等が発生するなかで、通常業務への混乱が予想されます。
- ・大規模災害発生時における他自治体からの職員派遣については、平成30年3月総務省により規定された「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき要請することになります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけた職員の複数確保により、災害対策本部の機能強化を図ります。
- ・職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や参集途上での情報収集伝達手段の確保に努めます。
- ・通常業務については、平時から複数職員による対応や、マニュアル化に取り組み、いかなる事態に陥っても対応できる強靱な組織体制を進める必要があります。
- ・BCPに基づく図上訓練を行い、課題検証を重ねることで、実効力の高い計画にしていく必要があります。

⑧職員連絡網の整備：整備済み

⑧災害時業務継続計画（BCP）策定：策定中（令和元年度）

⑧BCPに基づく職員図上訓練：未実施（令和元年度）

行政情報システムの冗長性確保

■脆弱性評価

- ・いかなる災害が発生しようと、行政機能を維持するため、行政情報システムのバックアップや共同クラウド化の推進により、冗長性を確保する必要があります。
- ・住民情報にかかるシステムサーバーは、電算事業者が県内2箇所においてサーバー管理を行っており、また電気系統も2系統確保するなど災害に備えています。
- ・平成30年8月より、隣接する6町（度会町、多気町、明和町、玉城町、大紀町、南伊勢町）において、基幹系システムの共同クラウド化を行っています。連携町間では同様の住民サービスを提供することが技術的には可能な状況ですが、関係様式など共通の運用にないことから、実際にサービスを提供することは困難な状況にあります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・職員一人ひとりが、情報管理とセキュリティの観点からシステムへのバックアップを徹底し、個人管理媒体への保存は行わないよう組織全体で取り組みます。
- ・連携6町による基幹系システムの共同クラウド化をソフト面でも強化し、大規模災害時には行政サービスの代替提供が行えるように各種連携に向け協議を進めます。

⑧行政システムサーバーのバックアップ：実施

⑧基幹系システムの共同クラウド化：実施



度会町役場庁舎（災害対策本部）

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

長期停電における情報通信システム等の機能維持

■脆弱性評価

- ・停電等によりテレビ・ラジオ放送が中断し、また携帯電話やインターネット等もアクセスの集中によって通信障害が発生するなど、住民が災害情報を長時間取得できない恐れがあります。
- ・災害対策本部を置く役場庁舎には、自家用発電や屋上太陽光発電設備の整備により、停電時も一定時間の電力が確保される想定です。
- ・ケーブルテレビ会社により光回線サービスの整備が進められ、幹線工事は完了しています。令和2年6月完了を目途に、個人宅への引き込み工事が進められています。
- ・J-ALERT 自動起動装置・災害情報伝達一元化システムによる発信や、携帯電話会社との連携によるエリアメール及び緊急速報メールにおいても緊急情報の配信も行っています。
- ・現在の防災無線システムは文字入力による電子音声形式であり、当該システムと確認専用ダイヤル、町ホームページ、町行政放送チャンネル、及び登録制メールの配信が連動していることから、一度の操作で複数媒体での迅速な情報発信が可能ですが、システム入力が可能な職員は少数に限られていることから、職員の参集状況によって情報伝達に遅れが生じる可能性があります。
- ・土砂災害（特別）警戒区域・洪水浸水域内の人家等はリスト化しており、電話や訪問等により個々に緊急情報を伝達するなど対応していますが、大規模災害の発生時には同様の対応を行うことが難しい場合も想定されるため、対象世帯に確実に緊急情報を伝達する仕組みが必要です。
- ・災害時には経年劣化した信号柱が倒壊する危険性があるとともに、停電によって信号機が停止し、重大な交通事故や交通渋滞が発生し、救助・救急活動等に遅れが生じる可能性があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・避難指示等の緊急情報を確実に伝達できるよう、情報伝達手段の多様化を図る必要があります。
- ・防災無線のデジタル化整備を計画的に進めるとともに、既存手段の改善見直しを図ります。また、戸別受信機設置の要望を踏まえ、国の有効な施策等を活用し、要配慮施設や土砂災害（特別）警戒区域・洪水浸水域内の人家等への優先設置やその他希望世帯への設置についても検討を進めます。
- ・過去の他地域での災害において、被災状況や安否確認等の情報のやり取りに、防災に特化したアプリやSNSが有効に活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を進めます。
- ・防災無線システムの入力操作を複数職員が対応できるよう、職員研修やマニュアル整備を喫緊に進めます。
- ・災害対策本部と指定避難所との通信について、現在は、IP無線機12台と移動系無線機9台、衛星電話3台（携帯2台、固定1台）で対応していますが、今後はIP無線機を増設する方向で整備を進めます。
- ・停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保について、三重県石油商業組合との災害時応援協定に基づく合同訓練や、三重県による地震被害想定調査結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要があります。
- ・公共施設へのケーブルテレビ光回線サービス引き込み整備を早急に進めます。
- ・停電に伴う交通事故等を防止するため、主要交差点だけでも信号機電源付加装置の設置を求めることや、交通整理指導の実施について、警察署と調整を進める必要があります。また、自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道利用者に提供していく必要があります。

⑧IP無線機、衛星電話の整備：IP無線機12台、衛星電話3台（令和元年度）

⑧防災無線のデジタル化整備：未実施（令和元年度）

⑧人家への戸別受信機整備：未実施（令和元年度）

⑧防災無線システムの入力操作が可能な正規職員数：3人（令和元年度）

⑧公共施設へのケーブルテレビ光回線サービス引き込み整備：未整備（令和元年度）

5-1 基幹道路の途絶による道路交通網の麻痺

基幹道路の途絶防止対策

■脆弱性評価

- ・国道がなく、公共交通機関が乏しい本町において、経済活動を支える基幹道路は、河川に沿って走る2本の主要道「県道伊勢大宮線」及び「県道伊勢南島線」と、「県道度会玉城線」「県道玉城南勢線」です。過去の災害から冠水危険箇所を12箇所を確認しており、通行不能になる可能性が高いです。

(確認している県道冠水箇所)

- * 県道伊勢大宮線 5箇所【葛原】【牧戸～平生】【平生】【立岡～鮎川】【鮎川～長原】
- * 県道伊勢南島線 5箇所【川口】【川口～栗原】【栗原】【小萩】【小萩～柳】
- * 県道度会玉城線 1箇所【川口】
- * 県道玉城南勢線 1箇所【大野木】

- ・基幹道路、特に山間部を走行する県道伊勢南島線は、沿道が土砂災害（特別）警戒区域に含まれる箇所も多く、大規模地震による土砂災害が発生した場合には、唯一の幹線道路が途絶され、経済活動のみならず、通勤通学や生活の維持にも大きく影響します。
- ・基幹道路の途絶により、本町と近隣市町間の移動が困難になると、町への物流・人流が途絶え、町の経済活動が機能不全に陥る恐れがあります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・冠水対策は道路縦断嵩上げや河川事業、排水対策など、全体を踏まえ面的な視点から対策を検討する必要があります。
- ・基幹道路をはじめとする主要道路や橋梁の耐震化、道路の斜面崩落防災対策、盛土法面補強等、交通インフラそのもの及び沿道周辺の強化について、道路の整備に関するプログラム等に基づき進めるとともに、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の建築物等対策も進める必要があります。
- ・万一の交通遮断時にも、甚大な影響を少しでも回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要があります。

⑧主要県道の冠水対策必要箇所数：12箇所（令和元年度）

⑧土砂災害警戒区域指定箇所数：290箇所（内特別警戒 276箇所）（令和元年度）

沿道建築物の耐震化等

■脆弱性評価

- ・空き家を含む旧耐震基準の住宅やブロック塀、屋外広告物など基幹道路沿道の建築物等が、地震による倒壊や損壊が生じると、道路閉塞や出火など通行に重大な影響を与えます。
- ・「度会町建築物耐震改修促進計画（平成28年3月）」に基づき、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行っていますが、認識不足や経済的負担等により消極的な状況にあります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・基幹道路沿道の旧耐震基準木造住宅等への戸別訪問を重点的に行い、耐震化対策について直接働きかけます。
- ・同じく基幹道路沿道に設置されている老朽ブロック塀や屋外広告物については、道路パトロール員による点検強化に努め、状況に応じて所有者への働きかけ等を検討します。

⑧住宅の耐震化率：64.8%（平成25年度）

⑧耐震補強補助戸数（累計）：6件（令和元年度）

⑧ブロック塀等撤去助成件数（累計）：9件（令和元年度）

基幹道路代替ルートの確保

■脆弱性評価

- ・基幹道路が、冠水や土砂災害等の発生により通行不能となる場合に、代替ルートを確保し、迂回を促進することで、経済活動を維持する必要があります。
- ・宮川沿いにおいては、鮠川地区を起点に、ふるさと農道や農免道路への一部迂回が可能です。
- ・一之瀬川沿いにおいては、県道伊勢南島線沿いに迂回路はないため、農道や林道を代替ルートとして活用していくことが期待されます。県営林道「鶴ヶ坂線」は適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策の一環として、三重県により建設工事が進められているところであり、通行が可能になれば一部区間の代替ルートとしての活用も可能になります。

■推進方針と重要業績指標[㊦]

- ・既存の農道、林道が非常時に代替ルートとして活用できるよう日常点検の徹底と改修整備に努めます。
- ・宮川沿いにおいては、各集落からふるさと道路や農免道路までのアクセス環境を整備するとともに、両路線の安全対策の徹底に努めます。
- ・一之瀬川沿いにおいては、建設中の県営林道「鶴ヶ坂線」の開通に向けて、地権者との調整など三重県と連携し進めていきます。
- ・一之瀬川流域の全 15 地区から要望提出のあった「一之瀬側右岸道路の建設」については、町としても流域住民の安全を第一に、国や三重県への働きかけや隣接市町等との検討を前向きに進めていきます。

㊦ 「一之瀬川右岸道路の建設」について関係機関等への要望活動：未実施（令和元年度）

5-2 経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止

災害時における燃料確保

■脆弱性評価

- ・三重県による地震被害想定調査結果によると、本町における停電発生率は地震直後で 89%、1 日後で 80%、7 日後で 3%という想定結果が出ています。
- ・本町では、三重県石油商業組合及び三重県伊勢 LP ガス協議会との災害時応援協定を締結しています。町内のガソリン等販売事業者 6 社及び、LP ガス販売事業者 3 社は、いずれも組合や協議会に加入しており、災害発生時の協力体制は確保していますが、燃料設備の耐震対策にかかる負担等から事業を廃止する個人事業者があります。
- ・被災、停電等によりガソリンスタンドの供給機能が停止し、交通インフラの被災によって、重要施設等の燃料が確保できない恐れや、応急・復旧に関する事業者の派遣が遅延し、想定より電力復旧が遅延する可能性があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・災害応援協定に基づく協力支援体制の実効力を高めるため、燃料供給事業者と連携した合同訓練を実施します。
- ・石油商業組合や LP ガス協議会へ共有している燃料供給箇所一覧の確認・見直しを定期的に行い、確実な燃料確保に努めます。
- ・燃料設備の耐震化の状況を確認するとともに、事業者による災害時の業務継続計画（BCP）策定に向け、町も支援を行います。

⑧燃料確保にかかる災害時応援協定：締結済み

⑧燃料販売事業者との合同訓練：LP ガス販売事業者とのみ実施済み

5-3 農業、商工業等の被害拡大と産業の停滞

農業施設の維持・長寿命化

■脆弱性評価

- ・大規模災害の発生により、農業用施設に甚大な被害が生じ、施設の被害に伴う生産意欲の減退や耕作放棄者の増大等、負の循環が懸念されます。
- ・農村地域の高齢化や人口減少、地域での共同活動の困難化に伴い、平時の農業施設の維持管理も年々難しくなっているなかで、農業・農村の衰退は、国土保全や水源かん養、自然環境保全等、農地の多面的機能の発揮に支障が生じる恐れがあります。
- ・本町における主要作物である茶は、三重県内でも有数の生産量を誇り、度会町茶業組合を主体に各種品評会等へも出品するなど、良質な茶の生産や販売促進に取り組んでいますが、地震等災害発生により防霜施設等に甚大な被害を受ける恐れや、施設の損壊等を機に耕作を断念する農家の発生が懸念されます。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・農地の多面的機能を維持するため、担い手に集中する水路や農道等の管理・長寿命化を地域全体の共同活動で支えていく仕組みが重要です。
- ・農林水産省の日本型直接支払制度等を有効活用するなどして、地域が主体的に農業資源の適切な保全管理や防災・復旧活動の体制整備を推進します。
- ・経年劣化に伴う茶樹防霜施設（鋼管柱やファン、電気設備）の更新について支援することで、生産基盤の強靱化を図る必要があります。

⑧総農家数：657戸／2,626戸（平成27年農林業センサス）

⑧茶樹防霜施設設置・防霜ファン設置事業補助件数：29件（平成30年度）

⑧日本型直接支払制度対象集落数：10集落（令和元年度）



地域における水路の補修作業

振興作物による農業振興

■脆弱性評価

- ・良好な農地を保全し、次の若い世代へ農業を繋いでいくためには、農産物の販売促進やブランド化による販路拡大、また、新たな加工品の開発や振興作物の研究など、生産性と付加価値の高い産地づくりに向け、生産流通体制の強化等が大きな課題となっています。
- ・鳥獣害による直接的被害は生産量だけでなく、生産意欲の減退をもたらす要因になるため、防除設備の設置や駆除によって対策を行っていますが、災害発生に伴い防除施設が損壊する等、修繕にかかる農家への負担も懸念されます。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・商工会、JA等の関係機関や三重県、近隣市町等と連携し、新たな地域産物や加工品の研究開発、イベント等における農産物の販促活動に取り組みます。
- ・現在の奨励している苺やブルーベリー、くり味南瓜などの栽培促進に加え、JA等と連携し新たな奨励作物の調査研究を進めていきます。
- ・獣害防除設備の設置補助や猟友会による駆除の促進を図ります。

⑧米・茶以外の奨励作物数：3品（令和元年度）

⑧獣害防除設備補助件数：8件（平成30年度）

製造業など商工業の振興

■脆弱性評価

- ・本町における商工業の中心は製造業ですが、事業所の大半が従業員 20 人未満の零細な中小企業であり、事業所数も減少傾向にあります。
- ・加工品の開発や包装の差別化等により付加価値化を高めたり、先端設備の導入により生産技術の向上等に独自に取り組む動きもみられますが、小規模事業所では新たな投資での環境整備が困難な状況もあります。
- ・大規模災害により、管理施設や設備に甚大な被害を受けた場合、それを機に経営継続を断念する事業所の発生が懸念されます。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・事業所自体の強靱性や災害への対応力を高めるため、事業所への業務継続計画（BCP）策定を呼びかけます。
- ・生産性向上特別措置法や半島振興法に基づく新規設備導入促進にかかる優遇制度の啓発に努め、有効な活用を促進します。
- ・起業相談会の実施や、町融資・補助制度の創設に商工会等と連携し取り組みます。
- ・イベントや事業に合わせた販売活動により、商品等の魅力発信を図ります。

⑧製造業事業者数・従業員数：50 事業所・385 人（平成 28 年経済センサス活動調査）

⑧優遇制度活用件数：製造業 9 事業所、新規雇用者数 12 人（平成 27 年度～令和元年度）



ブースでの特産品販売

5-4 食料等の安定供給の停滞

災害時における食料等の確保

■脆弱性評価

- ・災害発生直後に地域で自活する備えとして、水や食料の積極的備蓄にかかる意識浸透と定着を図っていますが、4割近い家庭でほとんど備えが準備されていない状況です。
- ・上水道の断水率は、地震発生直後の100%から7日経過後も82%、1ヶ月後も56%の割合で断水が継続する想定です。
- ・総合防災訓練等において、地域で炊出し訓練を行う団体が増えています。
- ・学校及び保育所での給食は、現在、調理業務を事業者へ委託しており、町内での給食調理が困難な状況下においては、近隣市において調理済みの給食を搬送することが可能になっていますが、搬送ルート of 安全確保や事業者変更に伴い、同様のサービスが継続できるかは未定です。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・各家庭における備蓄量確保の促進を図ります。
- ・水道の確保について、「三重県水道災害広域応援協定（平成9年）」や「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定（平成15年）」に基づき、広域での相互応援に頼る必要があります。
- ・また水道施設の災害復旧について、既に締結している専門事業者との災害時応援協定に基づく合同訓練を実施し、実効性を高めておく必要があります。
- ・自主防災組織育成事業を活用するなど、地域での炊出しに必要な物品確保の整備を促進します。
- ・地元の食品スーパーやコンビニ、JA等との連携協力体制を確保し、非常時の食料確保支援について協議を進めておく必要があります。
- ・食生活改善推進員等による災害時に役立つ食品保管や活用調理術等について、有効な情報発信に努めます。電気やガスが使用困難な状況を想定し、調理の必要性を勘案した食料備蓄を工夫する必要があります。
- ・児童生徒及び保育所園児らへの安全な給食提供に向け、各調理施設の防災機能強化を図るとともに、調理困難な状況に備え、水や食料の備蓄、また簡易調理が可能な長期保存食材の常備確保に努めます。

⑧ 3日以上の水や食料を備蓄している家庭の割合：17.3%（令和元年度）

⑧ 地元の食品スーパー、コンビニ、JA等との災害時応援協定数：未締結（令和元年度）

支援物資の受入れ体制の確保

■脆弱性評価

- ・本町では、三重県が策定する「三重県備蓄・調達基本方針（令和元年6月）」を参考に、供給物資等の備蓄管理を進めており、現在のところ計画基準は満たしています。単独市町で最大避難者想定分を賄うという考えではなく、「三重県市町災害時応援協定（平成12年）」に基づく相互連携により、広域としての安定供給量確保を進めます。
- ・指定避難所が数カ所開設され、多数の避難者に対し食料等の供給を行う場合、町の備蓄品や他地域からの輸送を搬入し、公平かつ安定的に供給する体制の確保が必要です。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・「三重県広域受援計画（平成31年3月修正）」に基づく合同訓練への参加を通して、本町における課題検証の洗い出しを行い、市町受援計画策定の検討を進めます。
- ・平成28年に実施した南伊勢町との合同防災訓練など、今後も近隣市町との連携強化を図り、避難者や支援物資の輸送経路等を再度確認するなど災害時応援協定の実効性を高めるよう努めます。

⑧ 市町受援計画の策定：未策定（令和元年度）

⑧ 他自治体など広域での合同防災訓練：南伊勢町と実施（平成28年度）

6-1 大規模地震や異常湧水等による上水道等の長期間にわたる供給停止

上水道施設の耐震化

■脆弱性評価

- ・本町では、平成 29 年 4 月から上水道事業に移行し、移行に伴い老朽施設の更新や耐震化整備を一部実施しましたが、平成 30 年度に実施した耐震診断において対策が必要な施設等を多数把握しています。
- ・今後約 10 年間の目標に、緊急度の高い施設等から耐震・老朽化対策を進める予定ですが、給水世帯の減少を踏まえた安定的な事業経営と併行し、対策事業費の捻出が大きな課題です。
- ・平時の漏水管理は、夜間の排水流量の基準設定によるモニター監視であり、異常警告により順次対応している状況です。
- ・全ての浄水場に非常用発電機を設置しており、燃料補給により一定時間の電力を確保しています。
- ・災害発生時の給水や漏水対策用資機材は確保していますが、破損箇所の復旧については専門事業者との災害時応援協定に基づく業務委託を前提にしているため、復旧用資機材の確保は行っていません。
- ・水道の確保についても、「三重県水道災害広域応援協定（平成 9 年）」や「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定（平成 15 年）」に基づき、広域での相互応援に頼る必要があります。
- ・災害対策本部開設時、水道業務経験者を中心に水道班を別に組織し対応していますが、上水道事業移行に伴い、整備システム等を熟知した職員が限定され、対応に遅延が生じる懸念があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・現在策定中の「経営戦略」に基づき事業経営を進めるとともに、進捗管理により、計画と実績の乖離を毎年度検証することで、事業の安定経営維持に努めます。
- ・耐震診断結果を踏まえ、被災時に甚大な影響を及ぼす主要施設の対策を優先的に進めます。
- ・「三重県水道災害広域応援協定（平成 9 年）」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、三重県や近隣市町との情報共有や合同訓練の実施等により、実効性を高める必要があります。
- ・上水道施設台帳の整備や水道ビジョンの策定を進め、水道施設や整備システムの情報整理に努めます。

⑧水道施設耐震診断：実施済み（平成 30 年度）

⑧経営戦略の策定：策定中（令和元年度）

⑧上水道施設台帳の整備・水道ビジョンの策定：未実施（令和元年度）



川上水源地

水道施設へのルート整備

■脆弱性評価

- ・水源池など山間部にある水道施設へ向かうルートは基本的に単一であり、災害発生に伴い当該道路が途絶した場合、被災状況を迅速に確認できず、復旧作業の遅延により断水が長期間に及ぶ恐れがあります。
- ・水道施設及び通行ルートは定期的に点検するとともに、危険箇所を把握した際には速やかに所管課へ共有し対策に努めていますが、危険箇所に対する対処療法であり、強靱性の確保には至っていません。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・水道施設へつながる唯一のルートは、甚大な被災に及ぶ前に、林道等の補強改良を順次進め、予防型保全により強靱化対策を進める必要があります。
 - ・特に、注連指地区は孤立の可能性がある中規模集落であり、平成 29 年度台風 21 号による被災時においても、数日間断水が継続したことで、地区住民もライフライン長期途絶への不安感が強まっており、計画的に対策を進める必要があります。
(令和 2 年度～【注連指】町道注連指線、町道麻加江注連指線)
 - ・水道施設へのルート補強に加え、取水場や送水管の補強、修繕などもあわせて進めることで、施設自体の強靱化を高め、ライフラインの維持対策に努める必要があります。
 - ・取水場の機能停止に備え、取水用ポンプにより緊急対応がとれるよう整備を進めます。
- ⑧被災 7 日後の上水道断水率：82%（平成 26 年 3 月）
⑧水道施設への通行ルート対策：事後保全型により実施（令和元年度）
⑧取水用ポンプの購入整備：未整備（令和元年度）

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

合併浄化槽への移行促進

■脆弱性評価

- ・本町では下水道は未整備であり、単独槽・汲み取り式から災害時に比較的強い合併浄化槽への移行を推進しています。
- ・推進計画では年間 32 件の移行を目標に啓発等進めていますが、20 件前後の実績に留まっています。
- ・断水に気付かず使用を継続したり、バケツ等で無理に水を流して使用することで、汚物が便器に詰まり、不衛生な状態に陥る危険性があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・合併浄化槽助成事業により、各家庭における合併浄化槽への移行を促すとともに、清掃点検等、適切な管理について啓発します。
- ・災害時に備えて、携帯トイレや簡易トイレの備蓄推進を啓発します。

⑧合併浄化槽の普及率：63.48%（平成 30 年度）

指定避難所でのトイレ整備

■脆弱性評価

- ・過去に起きた他地域での大規模災害において、避難所でのトイレ不足と不衛生な環境が大きな問題になっています。劣悪な環境での排泄を避けるため、食事や水分を控えたり、トイレを我慢することで体調を崩す避難者の発生など、トイレ環境の整備は、避難所の衛生環境の確保とともに、避難者自身の健康維持にも直結する大きな問題です。
- ・指定避難所では、断水や停電によりトイレが使用できない事態を想定し、簡易トイレを整備しています。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・指定避難所や公共施設の合併処理浄化槽の清掃点検を遺漏なく実施するとともに、適切な設備の維持管理を行います。
- ・町指定の清掃業者と連携し、災害時の指定避難所開設を想定したし尿処理図上訓練の実施を検討します。

⑧災害用トイレの備蓄数：便座型 26、簡易型 90、電動型 2、凝固剤等セット 12,000

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

隣接市町との基幹的交通ネットワーク

■脆弱性評価

- ・本町は、昼夜間人口比率（77.8%）が県内で最も低く、昼間、近隣市町への通勤・通学者が多数います。いずれも、路線バスや自家用車による移動が多く、隣接市町とのアクセスを可能にする路線の強靱化及び多重化を進め、帰宅困難者対策を図る必要があります。

| （昼間人口：日中度会町に滞在する人の居住地） | | （夜間人口：町内に居住する人の日中滞在地） | |
|------------------------|--------------------|-----------------------|--------------------|
| 第1位 | 度会町 5,460人（84.49%） | 第1位 | 度会町 5,442人（65.50%） |
| 第2位 | 伊勢市 483人（7.47%） | 第2位 | 伊勢市 1,381人（16.62%） |
| 第3位 | 玉城町 126人（1.95%） | 第3位 | 松阪市 359人（4.32%） |
| 第4位 | 南伊勢町 108人（1.67%） | 第4位 | 玉城町 319人（3.84%） |
| 第5位 | 松阪市 89人（1.38%） | 第5位 | 多気町 148人（1.78%） |

- ・宮川には橋梁の本数が少なく、通勤時間帯には、度会橋に集中し慢性的な渋滞が発生しています。また、県道伊勢南島線は、度会町内だけでなく伊勢市内でも冠水し、自然災害に対して脆弱な道路ネットワークとなっていることから、伊勢度会地域の「命の道」を確保するため新たな橋建設に向け、平成21年に設立した宮川架橋建設推進協議会を主体に協議・要望活動を行っています。
- ・県道伊勢南島線においては、5箇所の冠水箇所があるほか、雨量規制による通行止めが度々発生します。沿道が土砂災害（特別）警戒区域に含まれる箇所も多く、大規模地震による土砂災害が発生した場合には、唯一の幹線道路が途絶され、緊急車両の通行や通勤通学等、生活の維持にも大きく影響します。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・県道の安全性、利便性を向上するため、隣接市町との連携による有機的な改良整備や各路線の未整備区間の整備を促進する必要があります。
- ・宮川架橋建設推進協議会による架橋実現に向けた活動のほか、一之瀬川流域の全15地区から要望提出のあった「一之瀬側右岸道路の建設」については、町としても流域住民の安全を第一に、国や三重県への働きかけや隣接市町等との検討を前向きに進めていきます。

⑧ 「宮川架橋建設推進協議会」 要望活動：年1回（令和元年度）

⑧ 「一之瀬川右岸道路の建設」 について関係機関等への要望活動：調整中（令和元年度）

道路舗装の維持補修

■脆弱性評価

- ・道路舗装にひび割れ等の損傷が激しいと、大規模地震発生に伴い、損傷箇所から路面の被害が拡大し、通行遮断になる可能性が高いです。
- ・町道の路面性状調査では、主な損傷はひび割れで、ひび割れ率が 40%を超える「損傷レベル大」に該当するのは全体の 21%、ひび割れ率が 20~40%の「損傷レベル中」に該当するのは全体の 19%を占めます。
- ・路線の重要度に応じ、予防保全型管理を実施する町道と、対処療法的な事後保全により延命化を図る町道を区分し、緊急度や優先度を踏まえ対策を進める必要があります。

■推進方針と重要業績指標④

- ・舗装修繕の優先順位は、県道間の接続状況やバス（スクールバスを含む）路線、緊急輸送道路、主要施設へのアクセス路線など道路利用者の安全と利便性を考慮し、対策の優先度を決定します。
- ・「度会町舗装維持管理計画（平成 31 年 3 月）」に基づき、令和元年度から概ね 10 年間、国や三重県の施策等を有効に活用しながら、道路の整備に関するプログラム等により順次対策を進めます。（令和 2 年度以降 町道川南線対策予定）

④町道舗装維持管理計画の策定：策定済み（平成 31 年 3 月）

④計画に基づき舗装修繕が完了した延長：町道川南線（下久具地内）L=206m（平成 30 年度）

子どもや障がい者、高齢者など人にやさしい安全で快適な生活道路の整備推進

■脆弱性評価

- ・本町にある町立小中学校では、小学生は徒歩もしくはスクールバスで、中学生は徒歩、自転車及びスクールバスでの通学を行っています。また、町内にある県立高校及び特別支援学校には、町外から通学する生徒も多数おり、町立学校に限らず、町外通学者も含めて、広く通学路の安全を確保する必要があります。
- ・通学路の安全確保に向け、平成 27 年 3 月に策定した「度会町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関等と構成する「通学路安全推進会議」により合同点検や対策の検討、対策後の効果把握を行っています。
- ・現在、同会議において 8 箇所の通学路対策必要箇所を確認しており、事業主体や具体的対策内容の協議を行った上、関係者間で認識を共有しています。
- ・障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者への調査において、「歩道が狭く、道路に段差が多い」という外出時の困り感が、「気軽に利用できる移動手段がない」に次いで多く意見があったところであり、バリアフリーに配慮した移動環境の整備が大きな課題となっています。
- ・被災時において、要配慮である子どもや障害者、高齢者などが安全に避難するには、平時からユニバーサルデザインの考え方のもと、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすいように改良等整備を進める必要があります。

■推進方針と重要業績指標④

- ・通学路安全推進会議により確認している通学路対策必要箇所 8 箇所については、危険の内容に応じて、歩道整備や路面標示対策、待機所の確保など優先箇所から道路の整備に関するプログラム等により速やかにハード対策を進めるとともに、交通安全教育などソフト対策も併行し相乗的な効果が発揮されるよう進めます。

（令和 2 年度以降 町道棚橋 25 号線ほか 3 路線 対策予定）

- ・子どもや高齢者、障がい者の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、側溝や用水路等への蓋かけ、障害物の撤去、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。

④度会町通学路交通安全プログラム 通学路対策必要箇所：8 箇所（令和元年度）

7-1 住宅地での大規模火災の発生

空き家対策

■脆弱性評価

- ・空き家は倒壊等による道路閉塞や屋根等の飛散のほか、火災発生の危険性も高く、災害時に被害を拡大する恐れがあるため、発生の抑制と適正な管理を促す必要があります。
- ・平成 28～30 年度に実施した実態把握調査では、空き家総数 166 戸（空き家と特定 63 戸・未確定空き家 103 戸）で、空き家率は 5.2%です。
- ・本町では、平成 31 年 3 月に「度会町空家等対策計画」を策定し、空き家相談窓口を開設。相談があれば、所有者の特定や必要な対策に努めていますが、実態把握調査において確認した特定空き家等候補 22 戸に対しては具体的対策を行なえていない状況です。
- ・また、利活用が可能な空き家は市場に流通させることで移住定住を促進するべく、令和元年 11 月より「空き家バンク」を構築し、物件登録を呼びかけています。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・所有者の管理責務について啓発し、意識の醸成を図ることで、適切に管理されない空き家の発生を抑制します。
- ・空き家に関する相談は、法律、建築、不動産など多方面にわたることから、専門家や関係団体と連携した相談会を開催するなど対策を進めます。
- ・特定空き家等候補について、所有者の特定を行い、「度会町空家等対策計画」に基づく必要な措置を進めます。
- ・木造空き家の解体除却への支援を行い、倒壊に伴う危険を回避し、安全性の向上を図ります。
- ・空き家バンク等を介した物件の流通を図ることで、空き家の利活用を促進し、本町への移住定住に繋がります。

⑧空き家数：166 戸（平成 30 年度）

⑧空き家率：5.2%（平成 30 年度）

⑧老朽木造住宅の除却助成件数（累計）：2 件（令和元年度）

⑧空き家バンク登録物件：0 件（令和元年 12 月末）

狭隘道路の対策

■脆弱性評価

- ・集落内の住宅密集地や狭隘道路など、火災発生時に緊急車両が入っていかず、消火活動や病院への搬送が遅延し、被害が拡大する恐れがあります。
- ・消防署では、緊急車両の通行可否について定期的に巡回点検し、通行できない箇所をマップ化し、最寄りの待機場所から対応しています。
- ・交通量の多い県道沿いの集落では待機場所の確保が難しく、離れた場所から対応する必要があり、被害の拡大や搬送遅延になる懸念があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・集落内道路の狭隘対策として、U 字溝の蓋掛けや交差部の隅切り等で対応できる箇所は、現状や対策後の効果を十分に考慮した上で、迅速な対応に努めます。
- ・沿道まで住宅が建ち並び、現道拡幅等が困難な箇所等については、最寄りの待機場所を確保することで、迅速な緊急活動に繋がります。
- ・待機場所確保については、空き家の除却等によりさら地になった土地を有効活用できるよう、所有者等へ働きかけを行います。

⑧緊急車両通行可否の把握：マップ整備済み

消防防災設備の充実

■脆弱性評価

- ・集落内に設置されている消防防災設備（消火栓や消火栓ボックス等）は、現在のところ充足していますが、新たな住宅等建築により、適宜見直しを行う必要があります。
- ・消防防災設備は消防団と自主防災組織により定期的に点検を実施しているほか、消防署による巡回点検もなされています。
- ・町総合防災訓練等では、防災センターへの視察や放水訓練、タンカー搬送訓練等により火災発生に備え、主体的に訓練を行う自主防災組織も増えています。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・今後も消防防災設備の点検や動作確認等を徹底するとともに、適切な設備整備と、誰もが消火活動等に取り組めるよう自主防災並びに共助の意識拡充に努めます。
- ・各家庭や集落内施設の火災警報器設置を推進します。

⑧消防防災設備定期点検：年 24 回（月 2 回）目標に実施（令和元年度）



消火栓等の点検・動作確認訓練

消防団体制の強化

■脆弱性評価

- ・本町の消防団は第 1 から第 5 分団まで、総勢 158 人の男性隊員が加入し、活動しています。年齢層は 20 歳代から 60 歳以上までと幅広く、最も多い 40 歳代が全体の 4 割以上を占めています。
- ・幹部隊員のほか、各分団において、年功隊員から若手隊員に対する指導助言がなされ、各分団ともに自ずと体制の強化が図られ、条例定数の 158 人は常に充足しています。
- ・地区別では、町内の 34 区 3 自治会の内、2 自治会には団員が不在であり、現状では隣接区が広くカバーしています。
- ・大規模火災が発生した場合、消防署の人員不足は避けられないため、地域の実情を把握する消防団員が活動しやすい環境を整え、更なる体制強化を進める必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・現体制の第 5 分団に加え、町職員による「機能別分団」を新たに組織し、消防団員が通常勤務により活動力が不足する平日の日中に限定し活動できるよう体制整備と人材育成を進めます。
- ・機能別分団の隊員となった職員を主体に、災害用資機材の操作等、習熟度を高めることで、組織全体の対応力を高め、活動域を広げるよう順次進めていきます。
- ・職員と消防団員との合同訓練や平時からの交流促進により、地域での防災力を強化します。

⑧消防団員数：5 分団 158 人（令和元年度）

⑧消防団員のいる地区数：95%（35/37 地区・自治会）（令和元年度）

7-2 沿道の建物等倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

沿道建築物の耐震化等

■脆弱性評価

- ・空き家を含む旧耐震基準の住宅やブロック塀、屋外広告物など基幹道路沿道の建築物が、地震による倒壊や損壊が生じると、道路閉塞により交通が麻痺し被害が拡大する恐れがあります。
- ・「度会町建築物耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月）」に基づき、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行っていますが、認識不足や経済的負担等により消極的な状況にあります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・基幹道路沿道の旧耐震基準木造住宅等への戸別訪問等により耐震化対策を直接働きかけます。
- ・沿道 0.6m以上のブロック塀等撤去に対する助成事業の継続により、事故発生の未然防止と倒壊による二次災害防止を図ります。
- ・基幹道路沿道に設置されている老朽ブロック塀や屋外広告物については、道路パトロール員による点検強化に努め、状況に応じて所有者への働きかけ等を検討します。

⑧住宅の耐震化率：64.8%（平成 25 年度）

⑧耐震補強補助戸数（累計）：6 件（令和元年度）

⑧ブロック塀等撤去助成件数（累計）：9 件（令和元年度）

危険木・支障木の伐採

■脆弱性評価

- ・地震や暴風による倒木で道路が閉塞すると、避難行動や緊急輸送に遅延が生じるほか、ライフラインの復旧活動や多数の帰宅困難者の発生など、二次的災害を引き起こす恐れがあるため、危険木や支障木は倒木前に適宜処理する必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・道路パトロール員による巡回点検や通学路の安全点検等により、危険木や支障木の把握に努め、適宜、処理に努めるとともに、倒木等を発見した際には、周囲の状況を確認した上で速やかに撤去するよう努めます。
- ・指定避難所や公共施設周辺については、安全な避難を確保するため、倒木対策をより強化します。

⑧道路パトロール員の配置：2 人（令和元年度）

信号機等倒壊による交通麻痺の回避

■脆弱性評価

- ・災害時には信号柱が経年劣化により倒壊し、信号機の機能不全により重大な交通事故や交通渋滞が発生する可能性があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・信号柱の定期点検や劣化が著しい柱の更新等について、警察署へ対策を求めるとともに、交通整理指導の実施について、警察署と調整を進める必要があります。
- ・町内唯一の歩道橋について、耐震等点検の実施を求めるとともに、点検結果に応じた安全確保を図る必要があります。
- ・自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道利用者に提供していく必要があります。

⑧安全確保が必要な信号機の設置箇所数：8 箇所（令和元年度）

⑧安全確保が必要な歩道橋の設置箇所数：1 箇所（令和元年度）

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

ため池の耐震化等

■脆弱性評価

- ・ため池は農業用水の確保のため、農業を営む集落（水利組合）にとっては重要な施設であり、大雨時の洪水調節や火災時の防火用水としての活用など、防災上の役割もある一方で、施設整備からかなりの年数が経過し、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合には人命等に被害が及ぶ危険性があります。
- ・ため池の耐震化を進めるとともに、決壊時の被害を最小化する必要があります。
- ・平成 30 年度中に、町内全域のため池を現地確認しています。また現在、三重県による防災ため池の調査、診断がなされているところです。
- ・小さな集落（水利組合）では、受益者負担の兼ね合いから、改修が必要な場合であっても改修を選択できない事態や、農家数・耕作田の減少から現在ほど大規模なため池を必要としない集落が今後出てくる可能性が想定されます。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・防災ため池の調査、診断終了後は、速やかにため池ハザードマップの作成、全戸配布を行い、緊急時の避難体制について周知を図ります。
- ・洪水吐に土砂やゴミ等が堆積していると、流域断面を阻害し、本来の適切な機能が発揮されないことから、集落による点検や清掃活動など日常管理を促します。
- ・耐震改修が必要なため池については、集落への対策を促進するとともに、個別の修繕管理計画の策定など、集落に応じた支援を図ります。

⑧防災ため池調査診断完了数：7/17 箇所（令和 2 年 1 月）

⑧ため池ハザードマップの改訂：未実施（令和元年度）

⑧現在配布中のハザードマップ認知割合 66.0%（令和元年度）

砂防・急傾斜地・治山事業の推進

■脆弱性評価

- ・本町では、土砂災害警戒区域が 290 箇所と多く、台風や集中豪雨等によって土石流や急傾斜地の崩壊が発生する恐れがあり、土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や主要道路網の機能が損なわれる可能性が高く、直接的被害に加え、救助・救急活動への影響など二次災害発生の恐れがあります。
- ・砂防設備や急傾斜地崩壊対策施設など土砂災害防止施設の整備を計画的に進める必要があります。
- ・森林の持つ土砂災害流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧対策と予防対策を進める必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・人家の密集地域や、要配慮施設が含まれる地域を優先し、土砂災害防止施設の整備を進めます。
- ・現在、度会小学校裏、蓮華寺付近、長原公民館裏、長原急傾斜地、川上公民館裏の対策を進めているところであり、今後優先的に対策する地域として、中之郷保育所裏、奥河内地区、栗原地区、火内石地区、葛原地区を予定しています。土砂災害危険箇所の点検を実施するとともに、国や三重県の施策等の効果的な活用を図り、緊急性の高いものから整備していきます。
- ・森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりに努めます。

⑧土砂災害警戒区域指定箇所数：290 箇所（内特別警戒 276 箇所）（令和元年度）

⑧指定箇所の内、土砂災害防止施設の整備を実施中又は実施した箇所数：7 箇所（令和元年度）

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地・農業施設等の地域資源の適切な保全管理

■脆弱性評価

- ・大規模災害の発生により、農業用施設に甚大な被害が生じ、施設の被害に伴う生産意欲の減退や耕作放棄者の増大等、負の循環が懸念されます。
- ・農村地域の高齢化や人口減少、地域での共同活動の困難化に伴い、平時の農業施設の維持管理も年々難しくなっているなかで、農業・農村の衰退は、国土保全や水源かん養、自然環境保全等、農地の多面的機能の発揮に支障が生じる恐れがあります。
- ・本町における主要作物である茶は、三重県内でも有数の生産量を誇り、度会町茶業組合を主体に各種品評会等へも出品するなど、良質な茶の生産に取り組んでいますが、災害発生により防霜施設等への甚大な被害や、施設の損壊等を機に耕作を断念する農家の発生が懸念されます。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・農地の多面的機能を維持するため、担い手に集中する水路や農道等の管理・長寿命化を地域全体の共同活動で支えていく仕組みが重要です。
- ・農林水産省の日本型直接支払制度等を有効活用するなどして、地域が主体的に農業資源の適切な保全管理や防災・復旧活動の体制整備を推進します。
- ・経年劣化に伴う茶樹防霜施設（鋼管柱やファン、電気設備）の更新について支援することで、生産基盤の強靱化を図る必要があります。

⑧総農家数：657戸／2,626戸（平成27年農林業センサス）

⑧日本型直接支払制度（多面的機能支払）対象集落数：10集落（令和元年度）

⑧茶樹防霜施設設置・防霜ファン設置事業補助件数：29件（平成30年度）

耕作放棄地の対策

■脆弱性評価

- ・耕作放棄地が増加すると、農地のもつ多面的機能が失われ、災害防止の観点からも大きな課題となるだけでなく、野生動物の行動域になる懸念や廃棄物の不法投棄の原因、何より雑草や害虫の発生等、周囲の迷惑となり、周辺農地へも悪い影響をもたらします。
- ・耕作が困難な農家（出し手農家）と農地を借り受け、耕作を継続する農家（担い手農家）のマッチングにより耕作放棄対策を行う「農地中間管理事業」により、耕作放棄地の発生を抑制し、農地の集約化を行っています。
- ・主要作物である茶は、高齢化に伴う作業負担や収入の確保、また後継者不足等の理由から、耕作を継続することが困難な農家に対し、抜根し畑として再利用する「茶園等再生利用」を促進しています。
- ・鳥獣害による直接的被害は生産量だけでなく、生産意欲の減退をもたらし、耕作放棄の要因になるため、防除設備の設置や駆除によって対策を行っていますが、完全に防ぐことは難しく、被害の発生は農家にとって大きな負担となっています。
- ・本町では平成25年度に町全域を対象とした「人・農地プラン」を策定していますが、地域の実情に応じた各集落単位でのプラン策定には至っていません。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・農地中間管理事業の周知啓発に努めるとともに、窓口等での相談体制を整えます。
- ・茶園等再生事業補助金の活用により、樹園地の耕作放棄減少を図るとともに、小さな生産地づくりに向け支援を継続します。
- ・獣害防除設備の設置補助や猟友会による駆除の促進を図ります。
- ・集落単位での「人・農地プラン」の策定に向け支援を行い、集落内の農地の将来方針について主体的に考えてもらうとともに、プランの実質化に対し適切な支援を図っていきます。

⑧農地中間管理事業：田（水稻）7区域、樹園地（茶）2区域（令和元年）

⑧茶園等再生事業補助の件数：23件（平成30年度）

⑧獣害防除設備補助件数：8件（平成30年度）

⑧集落別「人・農地プラン」策定数：策定なし（令和元年度）



自然と共生した多様な農地・森林づくり

■脆弱性評価

- ・町面積の85%を森林が占める本町では、鳥獣の生息が多く、森林や農作物への被害が深刻な問題となっています。
- ・森林被害は、森林整備の実施に支障を及ぼし、所有者や施業者の林業経営意欲を低下させるだけでなく、樹木の剥皮による天然林の劣化や下層植生の食害、踏みつけによる土壌の流出等により森林の有する多面的機能の発揮に影響を与え、大規模災害の発生に繋がる恐れがあります。
- ・農作物も同様に、生産物への直接的被害のほか、生産意欲の低下等による耕作放棄地の拡大に繋がり、延いては農地本来の公益機能が維持されず、災害発生への拡大に繋がる懸念があります。
- ・本町では、「度会町鳥獣被害防止計画（平成28年度）」に基づき、侵入防止柵の設置や駆除等の対策により被害防止を図っていますが、侵入防止柵等が未整備の集落や小規模農地、既設箇所には挟まれた飛地等へは設置対応ができていないことから、被害の縮小に向け効果的な対策が必要となります。
- ・整備した侵入防止柵等の設備が、暴風等により大規模損壊を受けた場合、小規模集落では修繕等にかかる負担が大きく、設備を維持管理していくのが難しい状況も考えられます。
- ・駆除を依頼する猟友会の会員も高齢化が進み、新たな会員確保が課題となっています。また、わな猟に特化した会員も多く、連携した駆除対策が必要になります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・防護柵や遮光ネット、食害防止チューブ等の設置により、鳥獣による森林被害の防除を進める必要があります。
- ・農地への侵入防止柵が未整備の集落に対して、整備に向け集落での取りまとめを促すとともに、既に整備している集落に対して適切な設備管理を促します。
- ・捕獲報酬の上乗せ等により、猟友会会員の活動を支援するとともに、新たな会員確保に向け啓発等を進めます。また、捕獲資機材の計画的整備により、捕獲体制の強化を進めます。
- ・「度会町鳥獣被害防止計画（平成28年度）」の計画期間満了に伴い、現状把握と今後の推進対策について、三重県等と協議・調整を進めます。

⑧鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）による農林水産物等の被害面積・被害額：3.19ha・3,315千円（平成30年度）

⑧猟友会会員数：66名（平成30年度）

⑧集落単位での侵入防止柵を整備している集落数：16/34集落（令和元年度）

⑧獣害防除設備補助件数：8件（平成30年度）

適切な間伐・治山対策による森林整備

■脆弱性評価

- ・森林の整備及び保全を適切に実施しなければ、森林が有する国土保全機能が損なわれ、倒木や土砂災害、洪水など山地災害の発生リスクが高まるため、適切な間伐等や林道橋等の老朽化対策、総合的かつ効果的な治山対策等を進める必要があります。
- ・多面的機能の維持増進のため、意欲のある担い手への施業集約化を推進する必要がありますが、人口減少や高齢化等により所有者や境界が不明瞭な森林が増えています。また、長期的な林業の低迷や所有者の世代交代により、森林への関心が薄れ、適切な管理が行われていない森林が増えており、森林国土の脆弱化が大きな課題となっています。
- ・改正森林法に基づき、林地台帳や森林の土地に関する地図を作成したところですが、記載内容の一層の明確化を進め、信憑性を高めていく必要があります。
- ・間伐等作業や間伐材の搬出にかかる導線が確保しづらい山地では、資源は豊富になるものの、所有者や集約者による林業施業が効果的に進められない地域があり、林道等の開設により、作業導線を確保する必要があります。
- ・県有林道鶴ヶ坂線は、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策の一環として、本町の要望に基づき、三重県により建設工事が進められているところであり、通行可能になれば、当該地域において計画的な施業が行われるとともに、一部避難路の代替ルートとしての活用も期待されています。
- ・森林経営管理法による森林経営管理制度の運用が開始され、仲介役である町の動向により、集約化や安定的な経営管理が大きく左右されるところ、町面積の85%が森林である本町にとっては大規模な業務であり、地域ごとなど順次進めていく必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・町管理の森林について、国や三重県の施策等の活用を図りながら、適切な間伐や受光伐を進めることで、森林の健全化を図り、強靱な森林国土の形成と多面的機能の維持増進を図るとともに、地域材の利用促進を図ります。
- ・林地台帳等の記載内容については、所有者への一層の明確化を進め、林地台帳の精度を徐々に向上する必要があります。
- ・森林経営管理制度の運用にあたり、まずは三重県や森林組合等の事業体、区・自治会等関係者と連携し、所有者への経営管理移行調査を実施します。町全域では広範なため、林地台帳により所有者情報が一定程度整理された地域から順次進めます。
- ・間伐等作業や搬出にかかる導線確保にあたり、建設中の県営林道「鶴ヶ坂線」の開通に向けて、地権者との調整など三重県と連携し進めていきます。また、国や三重県の施策等の有効活用を図りながら、既存道路の維持保全に努めます。
- ・町内施業者の多くが搬出する県産材の総合流通加工基地「ウッドピア松阪」へのアクセス向上を図るため、町道等の路網整備を進め、施設への輸送の効率化や取扱量の拡大を図り、地域資源の有効活用により林業産業の活性化を図る必要があります。
(令和2年度以降 町道川南線・町道注連指線、令和3年度以降 町道麻加江注連指線、令和5年度以降町道井戸ヶ瀬線 対策予定)

⑧ 林地台帳等の作成：作成済み

⑧ 経営管理権集積計画の策定：未策定（令和元年度）

⑧ 木質バイオマス用材等の搬出量：1,102 t（平成30年度）

⑧ 出荷奨励策の制度化：未整備（令和元年度）



7-5 再生可能エネルギー事業設備の被害による二次災害の発生

家庭用再生可能エネルギー事業に起因した災害想定

■脆弱性評価

- ・国策である再生可能エネルギーの導入は、環境への負荷が少ない自然エネルギーの有効活用として、本町においても住宅用発電設備設置助成事業による促進や、庁舎役場屋上への太陽光パネルの設置等進めているところです。
- ・固定価格買取制度（FIT 制度）の創設とともに、空き地や遊休農地を活用した太陽光パネルの設置が急激に進みましたが、買取価格の落ち着きと歩調を合わせるようにして、新たな計画認定数も一月に数件程度とほぼ横ばい状態になっています。
- ・FIT 制度創設時の認定事業は、徐々に買取期間満了を迎え、次のステージに向け所有者等が調整を行うこととなります。今後、経年劣化に伴う設備の損傷や設置固定の状態が危惧されるところ、暴風や地震発生に伴う周辺の人家や農地等への被害発生が懸念されます。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・太陽光発電を地域の電力源として長期安定的に継続するためには、新規導入時の適切な設置と定期的な保守点検等が不可欠です。
- ・本町においては、導入にかかる独自の規制は設けてないことから、国や三重県の各種規制等の発信等を通じ、設置者への遵守を促していきます。また、三重県による「保守点検事業者データベース」も有効に活用していきます。

⑧太陽光発電事業計画認定数（20kW 以上）：163 事業（平成 31 年 3 月）

大規模再生可能エネルギー事業に起因した災害想定

■脆弱性評価

- ・本町においては、民間事業による風力発電事業（2,000kw×25 基）が平成 29 年から可動し、また大規模な太陽光発電事業が平成 31 年から着工、約 4 年間の工事が予定されています。
- ・いずれも環境影響評価（環境アセスメント）を経て進められた事業であり、動植物等の生態系調査のほか、大気環境や水環境、地盤や土壌等への影響予測や評価が行われ、既に可動している風力発電事業では事後評価の実施や定期的な保守点検結果について報告を受けています。
- ・他地域における大規模災害では、風力発電事業におけるブレード破損や飛散、鉄塔の倒壊、ナセル部分の飛散等が、また、太陽光発電事業におけるソーラーパネルの破損や飛散、水没等、発電施設の被害が発生しています。山間地での土砂災害の発生や調整池の機能不全による周辺地域への浸水等、本町における大規模事業についても、想定外規模の災害を想定した事前対策が必要です。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・いずれの事業主体においても、町と地域と事業者間において締結した安全対策等事項の遵守を求めるとともに、定期的な保守点検など適切な管理の徹底と、緊急事態に備えた災害対応訓練の実施など、施設の耐久性を維持すべく、必要な対策を備えるよう指導します。
- ・何より、地域住民の安全確保と本町の将来にわたる国土の強靱性維持に対し、実施主体としての責任と行動を求めます。

⑧保守点検計画に基づく定期報告：風力発電事業で実施中

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

廃棄物処理に係る連携体制

■脆弱性評価

- ・三重県の地震被害想定調査結果による本町における災害廃棄物等の発生量は、約 70 千 t とされています。適切な処理が滞れば、道路啓開や救助・救急活動等へも大きな支障を及ぼし、二次災害への拡大の恐れもあります。
- ・本町においては、一般廃棄物も隣接市の伊勢広域環境組合清掃工場への運搬しており、こちらの処理も停滞すれば、復旧・復興が大幅に遅れる事態や、環境や景観、住民の健康保持へも影響がでる懸念があります。
- ・現在、収集車 6 台（内 3 台はパッカー車）により、通常の収集業務にあたっていますが、想定される廃棄物量は、町単独処理では設備的にも、人力的にも充足できないことから、「三重県災害時廃棄物処理応援協定（平成 16 年）」等による広域連携に頼る想定でいます。
- ・「度会町災害廃棄物処理計画（平成 27 年）」において、廃棄物の仮置場（一次 34 箇所、二次 5 箇所）を設置していますが、一次仮置場は地区避難集合場所と重複することから、地域によっては仮置場の再考を図る必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・伊勢広域環境組合の施設、設備の年数劣化に伴い、関係市町が連携し、施設整備に向けた協議を進めるとともに、計画的な基金確保を行います。
 - ・「度会町災害廃棄物処理計画（平成 27 年）」に基づき、適切かつ迅速な廃棄物の収集や運搬が進むよう、近隣市町等との訓練実施について検討を進めます。
 - ・現在、町美化センターで建設中のストックヤードの有効活用を進めます。
- ⑧災害廃棄物処理計画：策定済み（平成 27 年）
- ⑧収集車整備数：6 台（令和元年度）
- ⑧仮置場の選定：一次 34 箇所（地区避難集合場所）、二次 5 箇所（協定締結）（令和元年度）

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足や復興に向けたビジョンの欠如により復興できなくなる事態

建設業関係者等との連携体制

■脆弱性評価

- ・町内の土木、建設業等事業者とは災害時応援協定を締結していますが、協定に基づく実動経験がないため、災害発生時の円滑な受援体制に懸念があります。
- ・町内の災害復旧を行うための人材等が不足している状況です。消防署や警察署、自衛隊等関係機関との連携強化を図るとともに、消防団員の育成や機能強化を図る必要があります。
- ・被災により仮設住宅等の供給が必要となる場合に、迅速な供給ができず、避難所での長期避難により体調不良等に陥る住民や、町外への移住により急激な人口減少へと繋がる恐れがあります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・災害時応援協定を締結している町内事業者と連携し、実際に活動してもらう想定での手順等を相手方と詰めておく必要があります。
 - ・被災により仮設住宅等の供給が必要となる場合に、迅速な供給ができるよう仮設住宅等の供給について関係団体等と具体的方針を定めておく必要があります。
 - ・仮設住宅の方針にあたっては、生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討を進める必要があります。
- ⑧復旧・復興にかかる土木・建設業事業者との災害時応援協定：締結済み
⑧仮設住宅等の供給方針：未調整（令和元年度）

消防団の体制強化

■脆弱性評価

- ・本町の消防団は第1から第5分団まで、総勢158人の男性隊員が加入し、活動しています。年齢層は20歳代から60歳以上までと幅広く、最も多い40歳代が全体の4割以上を占めています。
- ・幹部隊員のほか、各分団において、年功隊員から若手隊員に対する指導助言がなされ、各分団ともに自ずと体制の強化が図られ、条例定数の158人は常に充足しています。
- ・地区別では、町内の34区3自治会の内、2自治会には団員が不在であり、現状では隣接区が広くカバーしています。
- ・地域の実情や地理的状況を把握する消防団員に、復旧・復興活動への支援を期待するところであり、更なる体制強化を進める必要があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・現体制の第5分団に加え、町職員による「機能別分団」を新たに組織し、消防団員が通常勤務により活動力が不足する平日の日中に限定し活動できるよう体制整備と人材育成を進めます。
 - ・機能別分団の隊員となった職員を主体に、災害用資機材の操作等、習熟度を高めることで、組織全体の対応力を高め、活動域を広げるよう順次進めていきます。
 - ・職員と消防団員との合同訓練や平時からの交流促進により、地域での防災力を強化します。
- ⑧消防団員数：5分団158人（令和元年度）
⑧消防団員のいる地区数：95%（35/37地区・自治会）（令和元年度）

8-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティ力の強化

■脆弱性評価

- ・本町では、34集落のうち7つの集落で高齢化率が40%を超える状況にあります。また50数名の小さな集落もあることから、単一集落での災害対策が今後困難になる懸念があります。
- ・自主防災組織形成率は100%（34地区3自治会）です。かつては、活動が消極的な組織もありましたが、昨今の自然災害の多発化・激甚化を受け、地域での共助意識が強まり、自主防災組織による自主的な訓練も頻繁に行われるようになっていきます。
- ・新たに転入・転居した住民や、区や自治会に加入しない住民が、地域コミュニティに上手く溶け込めない状況が危惧され、災害発生時に共助による支援が得られない可能性があります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・「地区災害行動計画」を策定している地区はないため、自主防災組織による主体的な訓練等を実施し、連携構築が図られている組織から順次、「地区災害行動計画」の策定を支援します。
- ・単一での災害対策が困難な小規模集落については、隣接集落との連携構築を働きかけ、双方を繋ぐよう努めます。
- ・新たに転入・転居した住民や、区や自治会に加入しない住民については、「集いの場（寄ってこカフェ）」等の福祉活動等をきっかけにした顔のみえる関係づくりを進めます。
- ・地域の実情を幅広く把握するため、「地域アセスメントシート」の作成を進めるとともに、福祉以外の業務等でも有効に活用します。

⑧地区災害行動計画の策定数：0地区（令和元年度）

⑧「寄ってこカフェ」活動団体数：20団体（令和元年度）

⑧「地域アセスメントシート」の整備：整備中（令和元年度）



集いの場（寄ってこカフェ）

8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の推進

■脆弱性評価

- ・大規模災害時において、被災地の土地の境界や権利関係が不明瞭なため、復旧に支障を来たした例がいくつも報告されており、迅速な復興を進める上で地籍調査の有用性は理解していますが、厳しい財政状況や長期にわたる人力的負担、地域の理解等から、なかなか進まない状況にあります。
- ・数地区において調査実施要望がある一方で、国や三重県の施策等の有効な活用を図りながら進めるしか対策がない現状です。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・大規模災害により甚大な被害が発生した場合でも、早期の復旧・復興の実現のため、特に被災想定地域等において計画的に地籍調査を進めていきます。

⑧地籍調査実施地区数：8/34 集落（令和元年度）

交通インフラの強靱化

■脆弱性評価

- ・国道の整備や公共交通機関が乏しい本町において、迅速な復興を支えるのは主要県道「県道伊勢大宮線」、「県道伊勢南島線」、「県道度会玉城線」及び「県道玉城南勢線」と、それらへアクセスする町道等や橋梁の強靱性が大きな要となります。
- ・冠水や土砂災害の危険性、交通施設の倒壊など様々な脆弱性が起因し、交通インフラが遮断されると、本町と近隣市町間の移動が困難になり、町への物流・人流が途絶え、想定以上に復旧が遅れる恐れがあります。

■推進方針と重要業績指標⑧

- ・主要県道をはじめとし、町道等や橋梁の耐震化、道路の斜面崩落防災対策、盛土法面補強など交通インフラそのもの及び沿道周辺の強化を進める必要があります。
- ・国や三重県の施策等の有効な活用を図るとともに、限られた財政状況のもと、対策の緊急度・優先度により、道路の整備に関するプログラム等に基づき計画的に対策を講じていきます。
- ・交通インフラの強靱化には、国や三重県、民間事業者等への要望や連携・調整を図りながら取り組むハード対策も多く、ソフト対策と上手く連動させ、また短期・中長期それぞれの視点で進めるべき事業の見極めとタイミングを逸することなく推進していく必要があります。

⑧主要県道の冠水対策必要箇所数：12 箇所（令和元年度）

⑧土砂災害警戒区域指定箇所数：290 箇所（内特別警戒 276 箇所）（令和元年度）

(5) 施策の重点化と要点

《施策の重点化》

本計画において設定した 30 のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）のなかで、特に回避すべき事態を選定し施策推進の重点化の視点とします。選定にあたっては、国の計画において選定された重点化すべきプログラムを参考に、本町の主要施策と関連する以下のプログラムを重点化すべき項目と位置付け、推進を図っていきます。

| リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） | 重点化 |
|--|-----|
| 1-1 大規模地震の発生に伴う建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生 | ○ |
| 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 | ○ |
| 1-3 道路冠水等に伴う避難路通行不能による死傷者の発生 | ○ |
| 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 | ○ |
| 1-5 大規模な土砂災害による死傷者の発生及び、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態 | ○ |
| 1-6 情報伝達の不備等に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生 | ○ |
| 2-1 交通網の途絶により救助・救急活動や支援物資の輸送ができない事態 | ○ |
| 2-2 想定を超える大量かつ長期にわたる避難者発生に伴う避難所運営の混乱や食料・水等の供給不足 | |
| 2-3 救助・救急、医療活動等の絶対的不足 | |
| 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 | |
| 2-5 消防団、自主防災組織の活動拠点被災による機能不全 | ○ |
| 2-6 被災地における疾病・感染症等の発生 | |
| 3-1 町役場の機能不全や職員被災による行政機能の大幅な低下 | ○ |
| 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 | ○ |
| 5-1 基幹道路の途絶による道路交通網の麻痺 | ○ |
| 5-2 経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止 | |
| 5-3 農業、商工業等の被害拡大と産業の停滞 | ○ |
| 5-4 食料等の安定供給の停滞 | |
| 6-1 大規模地震や異常渇水等による上水道等の長期間にわたる供給停止 | ○ |
| 6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | |
| 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 | ○ |
| 7-1 住宅地での大規模火災の発生 | ○ |
| 7-2 沿道の建物等倒壊に伴う閉塞による交通麻痺 | |
| 7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | ○ |
| 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | ○ |
| 7-5 再生可能エネルギー事業設備の被害による二次災害の発生 | ○ |
| 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | |
| 8-2 復興を支える人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足や復興に向けたビジョンの欠如により復興できなくなる事態 | |
| 8-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
| 8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |

《施策推進の要点》

プログラムごとの脆弱性評価と推進方針は上述の通りですが、この度の脆弱性評価を通じて、以下の3点を施策推進の要点とし、総合的に推進を図っていくものとします。

1. ハード、ソフト対策の適切な組み合わせ

大規模自然災害の発生に対しては、公共施設や道路整備といったハード施策と、防災訓練・防災教育等のソフト施策を適切に組み合わせる必要があります。

ハード施策のなかには、長期的な展望でもって進めていく施策や、国や三重県、民間事業者等への要望や連携・調整を図りながら取り組む施策も多く含まれます。そのような状況の中で、限られた財源を効果的に強靱化対策に投入するためには、ソフト施策と上手く連動させ、また短期・中長期それぞれの視点で進めるべき事業の見極めとタイミングを逸することなく推進していく必要があります。

2. 代替性、冗長性の確保

施設の整備、システム等において、いかなる災害が発生しようとも行政機能を維持することが必要であることから、代替施設の確保やシステムのバックアップ、共同クラウド化の推進など、代替性、冗長性の確保を平時から意識する必要があります。災害発生時には町職員が直ちに参集できない事態や非常時に優先すべき業務等も発生することから、通常業務については複数職員の対応やマニュアル化の推進に平時から取り組み、いかなる事態に陥っても対応できる強靱な組織体制の構築を進める必要があります。

また、どんなに資機材の確保や各種システム等を整備・拡大しても、それらを取扱う職員が少数に限られていれば、無いも同じことです。今回の脆弱性評価を通じて、職員研修や関係機関との連携訓練の重要性を再認識し、計画的に進める確認を行いました。

3. 本町の地域特性に応じた施策の推進

本町における過去の災害履歴をみても風水害等による被害がほとんどであるため、南海トラフ地震の発生や、これまで経験したことのない風水害等を自分事として想定することが難しい状況が、今回実施した住民アンケートの結果から伺えます。それは、行政としての災害に向き合う姿勢や組織体制の脆弱さ、災害に対する情報発信力等が少なからず影響しているものと考えます。

また、今日全ての集落で組織されている自主防災組織も、少子高齢化や若年層の転出超過により人口減少が年々進む中、小さな集落では今後、活動継続が難しくなる状況がやってきます。高齢者をはじめとする災害時要配慮者も増加する中で、支援する側の方が少ない集落の発生も考慮しながら各施策の推進を図る必要があります。

そして、本町の基幹産業である農林業の衰退や耕作放棄地の拡大は、経済活動の停滞のみならず、更なる人口減少や国土の脆弱化につながる恐れがあることから、人命の保護を最優先としつつ、これらの産業基盤を守ることも重要です。

6. 計画の着実な推進に向けて

(1) 計画の推進と見直し

《計画期間》

本計画においては、本町の内外における社会情勢の変化や国、三重県及び本町を通じた国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年を推進期間とします。

それ以前においても、社会経済情勢の大きな変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとします。なお、軽微な計画の変更等については、毎年度の推進方策の中で対応します。

《計画推進と見直し》

本計画の推進に当たっては、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要なことから、進捗状況等を適切に管理しながら、方向修正を図ったり、新たな施策につなげていくPDCAサイクルを構築します。

また、「1(2) 計画の位置付け」の通り、本計画は本町の強靱化に関して他の分野別計画等の指針となる性格を有するものであるため、地域防災計画をはじめとする他の分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合を図っていくものとします。